

カメルーン会社設立マニュアル 2021 改定版

(2021年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アビジャン事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が現地法律事務所 Cabinet HOEGAH & ETTE に作成委託し、2021 年 10 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびCabinet HOEGAH & ETTEは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびCabinet HOEGAH & ETTEに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・アビジャン事務所
E-mail：CDA@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. カメルーンの概要	1
1.1. 歴史と地理	1
1.2. 人口統計	2
1.3. 言語と宗教	2
1.4. 政治	2
1.5. 経済	2
1.6. 外交	4
II. 為替規制	4
2.1. 資本移動に係る為替規制	4
2.2. 貸付、借入および返済に関するルール	4
2.3. 対内・対外直接投資に関するルール	5
2.4. 財・サービスの輸出入に係る為替規則	5
2.5. 取引および価格の自由	5
2.6. 貸金所得および資本所得の送金	6
2.7. 口座の開設	6
2.8. 違反および処罰	6
III. 国内および共同体域内における競争	7
3.1. 禁止される慣行	7
3.2. 違反および処罰	7
IV. 知的所有権	8
4.1. 発明特許による保護	8
4.2. 商標の保護	8
4.3. 工業意匠	8
4.4. 商号	9
V. 法令の調和化	9
5.1. 商事法の規制	9
5.2. 保険分野の規制	10
5.3. 銀行分野の規制	11
VI. 不動産	12
6.1. 居住用賃貸借契約の締結	12
6.2. 事業用賃貸借契約の締結	13

6.3. 不動産の取得.....	14
VII. 商事会社法.....	18
7.1. 会社の法的形態.....	18
7.2. 企業設立手続センター (CFCE)	22
7.3. 会社の設立手続き.....	22
7.4. 会社の解散手続き.....	23
VIII. 信用の保証.....	23
8.1. 人的担保.....	23
8.2. 物的担保.....	23
IX. 労働法.....	24
9.1. 雇用契約.....	24
9.2. 雇用契約の種類.....	24
9.3. 雇用契約の履行方法：試用期間、労使の義務.....	25
9.4. 労働時間.....	26
9.5. 労働者の休日	27
9.6. 年次有給休暇.....	27
9.7. 雇用契約の中断.....	27
9.8. 自国民の賃金.....	28
9.9. 外国人労働者の雇用条件.....	28
9.10. 雇用契約の終了.....	29
9.11. 労働紛争の解決.....	30
X. 社会保障制度 52.....	31
10.1. 家族給付制度.....	31
10.2. 労働災害制度.....	31
10.3. 老齢・障害・死亡年金制度.....	32
XI. カメルーンの司法裁判組織	34
11.1 第一審裁判所 (TPI)	34
11.2. 大審裁判所 (TGI)	34
11.3. 控訴院.....	34
11.4. 最高法院.....	34
XII. 仲裁	34
12.1. 司法・仲裁裁判所 (CCJA) による仲裁.....	34
12.2. 投資紛争解決国際センター (ICSID)	34
12.3. カメルーンの仲裁機関.....	34

XIII. カメルーンの税制.....	35
13.1. 一般法に基づく課税制度.....	35
13.2. 自営業者および自由業者の所得.....	39
13.3. 動産資本所得.....	39
13.4. 不動産所得.....	40
13.5. 事業の停止.....	40
13.6. カメルーンからの出国.....	40
XIV. 付加価値税（VAT）.....	41
14.1. 課税対象者.....	41
XV. 一般法に基づく優遇税制.....	46
15.1. 再投資優遇税制.....	46
15.2. 証券取引優遇税制.....	46
15.3. 公認経営指導センター加入優遇税制.....	46
XVI. 特別税制.....	46
16.1. 鉱業法典.....	46
16.2. ガス法典.....	47
16.3. 石油法典.....	47
XVII. 林業税制.....	47
XVIII. 投資優遇措置.....	48
18.1. 民間投資の優遇に関する法律による措置.....	48
XIX. 租税条約.....	50
19.1. CEMAC 域外.....	50
19.2. CEMAC 域内.....	50
XX. カメルーンの開税制度.....	52
20.1 カメルーンの開税組織.....	52
20.2. カメルーンにおける輸出入業者認定手続き.....	54

I. カメルーンの概要

1.1. 歴史と地理

1.1.1. 歴史

カメルーンの国名の綴りは、Camaroes（ポルトガル語）、Kamerun（ドイツ語）、Cameroon（英語）、そしてCameroun（フランス語）というように、植民地化の歴史の中で変遷を重ねてきた。

この一帯は**1914年**までドイツの保護領であったが、第一次世界大戦（1914年～1918年）後、国際連盟（LON）の決定により、フランスおよびイギリスの委任統治下に置かれることになる。フランスが譲り受けたのは、領土の大部分を占める、東カメルーンと呼ばれる地域である。一方イギリスは、西カメルーンの統治を担った。

1960年1月1日に、仏領側が「カメルーン共和国」という新しい国名の下に独立を達成する。**1961年2月11日**には、西カメルーンで国連監視の下に住民投票が実施され、大多数の住民が独立およびカメルーン共和国との統合に賛成票を投じた。実際に統合が実現したのは**1961年10月1日**のことであった。

こうして両地域が再統合されたことにより、「カメルーン連邦共和国」が発足する。その後、**1972年5月20日**に実施された国民投票を受け、カメルーンは「連合共和国」となり、さらに**1984年の大統領令**によって国名が「カメルーン共和国」に改められ、現在に至る。

1.1.2. 地理

カメルーンは、アフリカ大陸の西側に位置するギニア湾岸の国である。大西洋に面した長さ590キロの入り組んだ海岸線を抱える。国土は南北に長く（北端から南端まで1,200キロ）、ほぼ三角形の形状を呈しており、底辺が北緯2度線、チャド湖と接する頂点が北緯13度線に接している。カメルーンは四方を以下の国々・水域に囲まれている。

- 西方にナイジェリアおよび大西洋
- 南方に赤道ギニア、ガボンおよびコンゴ共和国
- 東方に中央アフリカ共和国
- 北方にチャドおよびチャド湖

国土面積は47万5,442平方キロ、人口は1,940万6,100人（2010年）で、アフリカでは中規模国に入る。

▶ 地形

- 低地：マンフェ盆地（南西州）、ベヌエ盆地、北部の平原地帯
- 台地：南部（平均標高650メートル）およびアダマワ高原（カメルーンの水源地帯。平均標高は1,000メートルだが、最高地点は2,650メートルに達する）
- 西部高地：カメルーン山脈と呼ばれる、噴出した玄武岩で覆われた弓なりに続く隆起地帯。山脈のそれぞれの山頂は標高1,500メートルから4,000メートルに達する。特に有名な山地として、マンダラ山地（極北州）、アランティカ山地（北部州）、活火山のオク山（北西

州)、そして、西アフリカの最高峰、標高4,095メートルの活火山カメルーン山(南西州)がある。

▶気候

赤道地域は降水量が多く、一年を通して気温が高い。植生は赤道から離れるに従ってまばらになっていく。中部と南部の台地では四つの季節が明確に区別でき、雨季(3月~6月)、小乾季(7月と8月)、雨季(9月~11月)、大乾季(12月~2月)が交替する。西部(リトル州、南西州の山地、西部州の高原)は降水量が極めて多く、3月から11月までの9カ月にわたって雨季が続く。

熱帯地域は気温が高く降水量が少ない。スーダン型(5月から10月までが雨季、11月から4月までが乾季)とサヘル型(降水が極めて不規則で、12月から3月までは雨が一切降らない)に分けることができる。最低気温は17~18度、最高気温は30~32度である。

1.2. 人口統計

2020年に公表された国立統計院(INS)の調査によると、カメルーンの推定人口は2,521万6,237人である。人口が200万人を超える州は、中部州(352万5,664人)、極北州(348万414人)、沿岸州(286万5,795人)、北部州(205万229人)である。最新の国勢調査によれば、これまでと比べて、女性の占める割合が50.6%から50.1%、男性が49.4%から49.9%に推移した。人口の半数が18歳未満であり、人口に占める15歳未満の割合は45%に達する。60歳を超える高齢者は総人口の5.9%を占めるにすぎない。カメルーンの男女合わせた平均寿命は54.4歳である。都市部の人口は増加傾向にあるが、それでも人口の過半数(推定では56%から65%)が農村部に暮らし続けている。

1.3. 言語と宗教

カメルーンには200を超える言語が存在する。そのため、多くのアフリカ諸国と異なり、地域で支配的な、または共通の言語が存在しない。公用語については、行政・教育・メディアにおいてフランス語(80%を超える国民が使用)と英語(英語圏のナイジェリアに隣接する二つの州で使用)の二つの言語が併用されている。両言語の併用は植民地時代の名残であるが、これによりカメルーンは、英語とフランス語の二つの言語圏に同時に属することになった。カメルーンは世俗国家である。主に信仰されている宗教はキリスト教とイスラム教の二つだが、アニミズム信仰者も多い。

1.4. 政治

カメルーンは大統領制に基づく単一国家であり、行政・立法・司法の三権分立が確立している。

1.5. 経済

カメルーン経済の中心は農業である。主要な商業作物はココア、コーヒー、タバコ、綿、バナナである。石油が輸出額の過半を占める。国内通貨はCFAフラン(アフリカ・フラン)であり、ユーロに対して固定相場制をとっている(1ユーロ=655.957 CFAフラン)。1970年代は炭化水素資源によって潤っていたが、今日では財源の多様化・強化を図る必要が生じている。中部アフリカ経済通貨共同体(以下、CEMAC)の海の玄関口であり、域内GDPの36%を占めるカメルーンは、CEMAC諸国やコンゴ民主共和国に対して純輸出国となっている。ただし、これら近隣諸国との取引は、カメルーンの貿易総額のわずか5.4%にすぎない。

カメルーンは、2006年6月に重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ（債務救済分の資金を開発プロジェクトの原資に充てさせることを狙いとするもの）の完了時点（CP）に到達し、これにより、パリクラブの債権者（二国間債権者）および多国間債権者から34億7,500万ドル相当の債務免除が得られることになった。

パリクラブに対するカメルーンの二国間債務の40%（17億ドル）を占めていたフランスも、その債務免除・開発契約（C2D）を実行に移すことができるようになった。カメルーン経済には今後10年間にわたって毎年約1億ユーロが「再注入」される見込みである。なお、フランスのC2Dは、貧困削減戦略文書（PRSP）に掲げられた優先目標を対象とするものである。

1.5.1. 大規模プロジェクト

HIPCイニシアティブのCP到達を受け、カメルーンでは大規模プロジェクト構想が打ち出されており、いくつもの事業が進められている。

1.5.1.1 電気通信分野

カメルーンでは、事業費550億CFAフランと見積もられるデジタル変革加速プロジェクトが実施されている。同プロジェクトは、デジタル包摂と、農業バリューチェーンにおける特定のアクターによる農業ICTソリューション活用の促進と拡大を目的としている。

1.5.1.2. 水・エネルギー分野

水分野では、北部地域に人力ポンプを備えた1,926本の井戸の堀削、クリビ港とその周辺地域の飲料水供給システムの建設、ヤウンデ市および周辺地域の飲料水供給プロジェクト（PAEPYS）が実施されている。

エネルギー分野では、政府により以下のようなプロジェクトが実施されている。

- ナチガル-バフサム間の送電線400（225kV）の建設と関連工事。
- 太陽電池街灯による全国10地域の電化、太陽光発電システムによる11地域の農村電化、9地域の街灯の整備。
- ヌドッカヨとコロミンの水力発電所の建設。
- ビニ（ワラク）水力発電所（75MW）の建設および、極北州の送電線敷設。
- 送電網整備および同セクターの改革プロジェクト（PRRTERS）。
- クリビ港向け225Kv送電線建設。
- クリビ港とその周辺地域への電力供給システムの構築。
- クリビ港の物流ゾーンの開発。

1.5.1.3. 公共事業

各種プロジェクトは以下のとおり。

- エボロワ-アコムII-クリビ、オロウヌ-オヴェン-ガボン国境道路（コム川にかかる橋を含む）の建設。
- エデア-クリビ、ヌガウンデレ-ガルア、ムバルマヨ-サンメルマ、ギダー-マヨウロ、マダガ-ギディグイ-ヤウア、マルア-ムウトウルワ道路の修復とマルア市街地バイパスの建設など。
- カメルーンの英語圏とナイジェリアを結ぶ環状道路（PAST III）の建設
- クリビ港の建設（2期工事）
- 10,000戸の社会住宅を建設する政府プロジェクト。

1.6. 外交

1.6.1. 在カメルーン外国公館

G20 諸国の大半（南アフリカ、カナダ、米国、ブラジル、中国、韓国、日本、ロシア、欧州連合、ドイツ、フランス、イタリア、英国、トルコなど）がカメルーンに公館を置いている。同じく大半の国連組織がカメルーンに事務所を構えている。

1.6.2. カメルーンに事務所を置く国際金融機関および開発機関

- 世界銀行
- 国際通貨基金（IMF）
- 中部アフリカ諸国中央銀行（BEAC）
- アフリカ開発銀行（ADB）
- オランダ開発機構（SNV）
- フランス開発庁（AFD）
- 米国国際開発庁（USAID）
- ドイツ国際協力公社（GIZ）
- カナダ国際開発庁（CIDA）

II. 為替規制

為替規制については、CEMAC 加盟国の為替規制に関する 2018 年 12 月 21 日の共同体規則（CEMAC 規則）を通じて、CEMAC 加盟国全体の調和が図られている。

CEMAC規則は、經常取引や資本取引に係る域外への／からの支払いや決済、ならびに、居住、非居住を問わずすべての経済主体の現金による為替取引に適用される。CEMAC規則の適用対象となるすべての取引は、中部アフリカにおけるマネーロンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散への資金提供の防止および取締りに関するCEMACの現行規制に従わなければならない。

2.1. 資本移動に係る為替規制

CEMAC域内・域外間の資本移動は、CEMAC規則およびこれに基づく法令に定める規定を遵守する限りにおいて自由である。

この移転の自由は資本のみならず、外国有価証券の譲渡による利益および資金についても認められる。金融機関は、資金源、資金の種類、性質および送り先の確認、ならびに、財務相およびBEACに提供すべき情報の収集を担う。

ただし、CEMAC規則では、外国すなわちUEMOA諸国やフランスその他の第三国に向けた一定の資本取引に関しては特別なルールが定められており、管轄当局によるチェックを受けなければならないとされる。例えば第101条の規定によれば、5,000万 CFAフランを超える外国有価証券の発行、公募、売り出し、または譲渡を行う場合には、事前にBEACまたは中部アフリカ金融市場規制当局に申告する必要がある。

2.2. 貸付、借入および返済に関するルール

CEMAC域内の居住者は、非居住法人からの借入を自由に行うことができるが、他方、居住法人から非居住者に対する貸付は、BEACによる事前の承認を要する。

居住者または非居住者の行った借入または貸付、ならびにすべての返済は30日以内に財務省およびBEACに申告しなければならない。

2.3. 対内・対外直接投資に関するルール

外国からCEMAC域内への直接投資は、実行の30日前までにBEACおよび財務省に申告しなければならない。この申告義務は、この投資が利益剰余金の再投資による増資にあたる場合にも適用される。外国からCEMAC域内への直接投資の清算を行う場合も、実行後30日以内に中央銀行および財務省に申告を行わなければならない。

居住者から国外への直接投資についても、BEACによる事前の承認と、BEACから財務省へ通知を要する。この投資が利益剰余金の再投資による増資にあたる場合は、実行後30日以内に管轄当局に申告を行わなければならない。

2.4. 財・サービスの輸出入に係る為替規則

2.4.1. 財・サービスの輸入

CEMAC規則では、財の輸入について、500万 CFAフランを超える外国との取引は、必ず最終仕向国の金融機関を介して決済しなければならないと定めている。ただし、決済先に関するこの義務を免除される輸入取引がBEACの指令により定められている。

サービスの輸入については、必ず契約書を作成しなければならない。また、グループ内で行われる技術援助やサービスの輸入、ならびに居住者法人がその親会社または株主の支出する経費や研究開発費について行う資金的貢献は、完全競争の原理に従って行わなければならない。

2.4.2. 財・サービスの輸出

財の輸出に関する取引は、必ず管轄行政当局に申告しなければならない。また、取引額が500万 CFAフラン以上の場合には、CEMACの金融機関を介して決済しなければならない。輸出者は、確定した売買に基づく輸出の収益を輸出の実行日から150日以内に回収し、本国に送金しなければならない。

サービスの輸出については、必ずサービス提供契約またはその代わりとなる書類を作成しなければならない。サービスの輸出による収益は、輸出者がその支払銀行を介して回収し、BEAC経由で本国に送金する。

2.5. 取引および価格の自由

カメルーンにおける商業活動の自由に関する1990年の法律では、経済主体間の取引における価格決定の自由の原則を認めている。

ただし、この原則には一定の制限が設けられており、次の取引に関しては、政府が商業省の機関を介して価格統制を行うことができる。

- ・生活必需品とみなされる日用消費財（小麦粉、パン、コメ、油、砂糖、魚肉、畜肉、家禽肉など）
- ・行政庁およびその機関による物品の調達に適用する価格を定めた政府価格表の対象となるもの

2.6. 貸金所得および資本所得の送金

非居住者の貸金所得の送金は、CEMAC域内、域外を問わず自由に行うことができる。ただし、CEMAC域外への送金を行う場合には、非居住者の貸金労働者には雇用契約書および給与明細書を提出することが義務付けられている。

この非居住者に有利な許可は、承認済みの、または承認を要さない取引から生じた利益、配当金、利息、ロイヤルティー等の資本所得をCEMAC域外に送金する場合にも適用される。ただし、居住者の所得の送金に関する指令第4/CM/UMAC/BEAC号では、以下に関する証明書類を提出することが義務付けられている。

- 配当金および収益：

- 税務当局の承認を受けた貸借対照表および損益計算書
- 会社の損益について決議した定時総会の議事録で、利益の分配および配当額が記載されたもの
- 国外に居住する株主の名簿で、身元、住所、国籍および保有株式数が記載されたもの

- 役員報酬手当：

- 国外に居住する取締役の名簿で、支払総額および支払純額が記載されたもの
- 役員報酬手当についての決議が記載された議事録

- 賃貸収入：

- 賃料が記載された賃貸借契約書またはそれに準ずる書面、および関連する税の納付領収書
- 3カ月以内に発行された不動産の所有権証書

- 利息および融資：

- 貸付契約書または出資者貸付契約書
- 本国への資金還流を証明する銀行の証明書
- 管轄当局に提出する貸付の申告書
- 出資者貸付金の払込を証明するもの
- 返済スケジュール

2.7. 口座の開設

外貨口座の開設は、財務相の特別な承認を得た法人を除き、居住者には認められていない。ただし、非居住者のためにCFAフラン建または外貨建の国外口座を開設することは自由である。

2.8. 違反および処罰

輸出入取引に関する義務および手続きに違反した場合、違反取引額の50%に相当する罰金が科される。CEMAC規則に対するその他の違反、とりわけ事前承認の取得を怠る、あるいはそれに付随する諸条件を遵守しないなどの違反があった場合、違反取引額の20%に相当する罰金が科される。

III. 国内および共同体域内における競争

原則的にカメルーンでは、商工業の自由の原則の当然の帰結として、自由な競争が行われ、自由に製品の価格が決められることになっているが、その一方で、国内市場、共同市場（CEMAC）の双方について、反競争的慣行を処罰する法令が存在する。例えば次のものがそれにあたる。

- 競争に関する1998年7月14日の法律第98/013号
- 反競争的商慣行の規制に関する規則第1/99/UEAC-CM-639号
- 加盟国間の貿易に影響のある国家的慣行の規制に関する規則第4/99/UEAC-CM-639号

3.1. 禁止される慣行

国内法では、次の行為から派生する反競争的慣行が禁じられている。

- 企業間の協定や合意
- 支配的な地位にある企業または企業グループによる地位の濫用
- 企業の合併・買収

CEMACの共同体規則では、次の行為が禁じられている。

- CEMAC加盟国間の貿易に影響を与える恐れがあり、かつ競争を制限し、または歪める効果のある企業間の協定や企業連合の決定、協調行動
- 供給業者の選択の幅を著しく狭める、調達先や販路を制限する、流通業者による並行輸入を阻害するなどして参入障壁を作り出すといった効果をもたらす企業の集中化
- 一つまたは複数の企業による、CEMACの共同市場またはその一部における支配的な地位の濫用
- 国による直接的な支援または国の資源を用いた支援であって、特定の企業または特定の製品を優遇することにより競争を歪め、または歪める恐れのあるもの

3.2. 違反および処罰

カメルーンにおいて競争に関するルールの遵守を監視する役割を担っているのは、国家競争委員会である。この委員会は、罰金や違反行為の差止を命じるほか、必要に応じてアストラント（罰金強制）や損害賠償の支払いを伴わせることができるなど、さまざまな制裁手段を有している。

罰金の額は、違反（反競争的な協定の締結、合併に関する規定への違反、市場において支配的地位にある企業の状況に関する規定への違反）が行われた年の前年にカメルーン市場で得られた利益の50%または売上高の20%に相当する額である。

共同体レベルでは、競争監視機関（l'Organe de Surveillance de la Concurrence）および地域競争評議会（le Conseil Régional de la Concurrence）が、競争に関する共通ルールの適用を監視している。

地域競争評議会は、禁止される協定に参加した企業に対し、終了した直近の会計年度中に共同市場において関係製品により実現した税抜売上高の5%以下、または、禁止される行為を通じて得た利益の75%以下に相当する額の罰金を科すことができる。禁止される合併または支配的な地位の濫用も、これと同様の処罰を受ける。

また、禁止される企業の集中化に加担した企業の役員には禁固刑が科される場合もある。その上、地域競争評議会は、定められた日からの遅延1日あたり50～1,000万 CFAフランの罰金強制を言い渡すこともできる。

IV. 知的所有権

カメルーンは、アフリカ知的財産機関（以下、OAPI）の加盟国であり、その本部が置かれている。OAPIには現在16カ国（カメルーンのほか、ベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、モーリタニア、ニジェール、チャド、セネガル、トーゴ、マリ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア）が加盟している。

OAPIは、1977年3月2日に採択されたバンギ協定によって創設された。バンギ協定は、1999年2月24日に改正されているが、この改正は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を始めとする国際条約にOAPI法を適合化させるためのものであった。

OAPIが創設された理由は、各加盟国が自国において可能な限り効果的かつ統一的方法で知的所有権を保護したいと望んだことにある。そのため、OAPIは、各加盟国に対して工業所有権に関する国内官庁としての役割を担い、この資格において、関係するすべての保護証書の管理・運営に当たっている。OAPIが証書を発行することにより、すべての加盟国で有効な権利が自動的に生ずることになる。

本報告書の趣旨を踏まえ、以下では工業・商業所有権（特許、商標、工業意匠および商号）の保護のみを対象とする。

4.1. 発明特許による保護

カメルーンにおいて自らの創作の保護を希望する発明者は、特許出願書を OAPI に直接提出するか、または受領確認付きの書留郵便で OAPI または産業省に送付しなければならない。

特許権者には、特許出願日から**20年間**の排他的利用権が認められる。特許権を維持するためには、特許出願日の毎年の応当日までに年金を支払う必要がある。出願人が所定の期間内（6カ月の猶予期間を含む）に年金を納付しなかった場合には、その権利を喪失する。特許権の侵害に対しては、侵害訴訟を提起することができる。

4.2. 商標の保護

商標とは、企業の製品またはサービスの識別を可能とする可視的標識をいう。商標の保護を希望する者は、自らまたは代理人を通じて、自己の住所地を管轄する民事裁判所の書記課に商標を出願する。書記官は、出願書類の受理と引き換えに調書を引き渡した上、**5日**以内に書類を送達する。書類受領後、OAPI は、商標が保護要件を満たしていればこれを登録し、商標登録簿で公開する。

原則として商標は最初に出願を行った者に帰属する。その保護期間は **10年間**であるが、同一の期間で無制限に更新できる。

4.3. 工業意匠

工業意匠の保護を受けるためには、OAPI に登録することが必須条件である。意匠の出願は、出願人の住所地に所在する民事裁判所の書記課に対して行う。出願を受理した書記官は、調

書を作成し、これを出願人に引き渡した上、5日以内に出願書類をOAPIに送達する。OAPIは、書類の方式審査を行った上、意匠が新規性および特別な外観を備えていれば登録証を交付する。

工業意匠の登録証により付与される保護期間は、登録出願日から5年間である。この期間は更新料を支払うことにより5年の期間で2回まで更新できる。

4.4. 商号

商号とは、商業、工業、手工芸または農業にかかわる事業所が、そのもとに知られ、経営されるような名称であると定義される。

商号は、OAPIへの出願によって取得することができる。出願は、民事裁判所の書記課への郵送または直接持参の方法による。受理した書記官は5日以内に出願書類をOAPIに送達する。OAPIは、商号が保護要件を満たしていれば登録および公開を行う。

商号の登録は、出願日から10年間に限り有効である。ただし、登録により付与される権利は、10年ごとに行う更新によって無期限に維持できる。

OAPIによる保護にかかる概算費用				
	OAPI手数料			弁護士費用
	出願料	公開費	優先権主張費	
特許	20万	32万5,000	5万6,000/1件	70万
商標	40万	32万5,000	5万6,000/1件	70万
意匠図面	11万5,000	32万5,000	5万6,000/1件	70万
意匠ひな型	11万5,000	32万5,000	5万6,000/1件	70万
商号	20万	32万5,000	5万6,000/1件	70万

上記の金額はあくまで参考であり、実際の金額は次の要因により変動する。

- 見本の種類と内容
- 公示の公開の必要性
- 明細書の追加頁数
- 優先権主張手数料の有無と必要性

V. 法令の調和化

近年、商事活動にかかわるさまざまな領域について、カメルーンを含む各国のルールを統一しようという調和化のプロセスが進められている。

5.1. 商事法の規制

アフリカ商事法調和化機構（以下、OHADA）の創設は、1993年10月17日にポートルイスで締結され、2008年10月17日にケベック（カナダ）で改正されたアフリカ商事法調和化条約によるものである。この条約には、投資家の信頼を回復し、締約国間の取引を促進するため、経済活動の法的・司法的安定を回復するというほか、次のような目的がある。

- シンプルかつ近代的で、経済情勢に適合した共通ルールを各国に提供する。
- 商事紛争を迅速かつ非公開に解決するための手段としての仲裁の導入を促進する。
- 裁判官、検察官、司法補助職員の職業訓練の改善を図る。
- 地域の経済統合に備える。

OHADA には現在、UEMOA圏の8カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）、CEMAC圏の6カ国（カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ共和国、チャド）、それにコモロ、コンゴ民主共和国とギニアの計17カ国が加盟している。

上記の国以外にも、ナイジェリア、ガーナ、サントメプリンシペといった国々がOHADAへの関心を表明している。

1998年以来、商法を規律する9本の統一法が採択されている。そのうちまず次の3本の統一法が1997年4月17日に閣僚理事会で採択され、1998年1月1日に加盟各国で施行された。

- 商事一般法に関する統一法
- 商事会社および経済利益団体の規制に関する統一法
- 担保制度に関する統一法

次いで閣僚理事会は、以下の統一法を採択した。

- 債権回収および強制執行の簡素化した手続きに関する統一法（1998年7月10日施行）
- 集団的債務処理手続きに関する統一法（1999年1月1日施行）
- 仲裁法に関する統一法（1999年3月11日採択、1999年6月11日施行）
- 企業会計制度およびその調和化に関する一般法（2000年3月23日採択、2001年1月1日と2002年1月1日の2段階に分けて施行）
- 道路貨物輸送契約に関する統一法（2003年3月22日採択、2004年1月1日施行）
- 協同組合法に関する統一法（2010年12月15日採択、2011年5月15日施行）

なお、閣僚理事会は、2010年12月15日にいくつかの統一法を改正している。そのうち商事一般法に関する改正統一法と担保制度に関する改正統一法は2011年5月15日に施行、商事会社および経済利益団体の規制に関する改正統一法は2014年3月に施行された。

5.2. 保険分野の規制

1992年7月10日、ヤウンデ（カメルーン共和国）において、アフリカ保険市場会議（以下、CIMA）設立条約が締結された。加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、チャドおよびトーゴである。

CIMA 設立条約が発効したのは1995年2月15日である。この条約には、アフリカの国であれば希望するすべての国が加盟できるという規定が設けられている。CIMA 加盟国は、2002年4月15日にギニアビサウが加盟したことで13カ国から14カ国に増加した。

CIMA 設立条約に署名した各国の保険担当相が、この新しい組織に極めて広範な決定権を付与しようと考えていたことは間違いない。だからこそ、CIMA、とりわけその規制機関である地域保険監督委員会（CRCA）に、あらゆる監督権限が集中しているのである。加盟各国の排他的権限領域として残されているのは、保険分野の仲介業者および技術的専門家の活動に関する監督権限のみであり、保険会社およびその役員に対する承認、支払能力の継続的監

視、差止めの命令や承認の取消しを含む制裁の権利など、一般的に保険監督機関に認められるその他一切の権限が CIMA に委ねられている。

そのほか CIMA は、最高機関である閣僚理事会を通じて、保険部門の政策を決定し、統一法の策定、解釈および改正を行う。閣僚理事会は、CRCA が保険会社に言い渡した決定に対する唯一の上訴機関でもある。

なお、保険業務は、CIMA 法典と呼ばれる統一的な保険法典により規律されている。

5.3. 銀行分野の規制

中部アフリカ諸国における銀行規制の調和化に向けた1992年1月16日の協定は、この地域における統一的な監督を確保することをめざすものである。この役割は、中部アフリカ銀行委員会（以下、COBAC）に委ねられている。COBACは、以下のとおりさまざまな局面で介入を行う。

- 設立時の介入：金融機関およびその役員・会計監査役の承認に関する拘束力ある意見の発出（なお、銀行の最低資本金額は100億 CFAフランである。）
- 事業活動中の介入：金融機関の組織変更（増資、法律に基づいた組織再編、資本証券の取得）に対する事前承認や、取締役の任命に対する拒否権の発動など
- 事業活動終了時の介入：銀行清算人の選任

銀行制度は、現在、全体として良好な状態にあるとみられる。

カメルーン市場で営業が認められている銀行は以下のとおりである。

銀行名	略称	住所	私書箱	所在地	電話 (+237)	FAX (+237)
Afriland First Bank		Place de l'indépendance	11834	ヤウンデ	22.23.30.68 22.22.58.37	22.22.17.85 22.23.91.50
Banque Atlantique	BACM	Avenue de Gaulle (place Joss)	2705	ドゥアラ	33.43.20.55 33.43.20.49	33.43.20.46 33.43.20.48
Banque Internationale du Cameroun pour l'Épargne et le Crédit	BICEC	Avenue du Général de Gaulle	1925	ドゥアラ	33.42.84.31 33.42.26.03	33.42.12.26
Citibank NA Cameroun		96 Rue Flatters	4571	ドゥアラ	33.42.42.72 33.42.40.74	33.42.40.74
Commercial Bank of Cameroon	CBC	Rue Joss Bonanjo	4004	ドゥアラ	33.42.02.02	33.43.38.00 33.42.38.02
SCB Cameroun	SCB			ドゥアラ	33 43 54 00 33 43 54 02 33 42 54 00	33 43 54 13 33 43 54 12 33 43 54 64
Ecobank	EBC	Boulevard de la	582	ドゥアラ	33.43.82.51	33.42.15.19

Cameroun SA		liberté			33.42.15.08	
National Financial Credit	NFC	Immeuble Hajal Massad	6578	ヤウンデ	22.22.87.80 22.22.87.83	22.22.87.81
Standard Chartered Bank Cameroun		Rue Joffre		ドゥアラ	33.43.52.00 33.42.52.52	33.42.27.89
Société Générale du Cameroun	SGC	Rue Joss	4042	ドゥアラ	33.42.70.10 33.42.80.75	33.42.87.72 33.42.71.32
Union Bank of Cameroon	UBC	Immeuble Kassap	15569	ドゥアラ	33.42.25.08 33.43.64.03	33.42.24.51 33.42.93.75
United Bank For Africa	UBA	Boulevard de la Liberté-Akwa	2088	ドゥアラ	33.43.36.83 33.43.36.39	33.43.37.07
Crédit Communautaire d'Afrique	CCA Bank	Boulevard Douala Manga Bell	11762	ドゥアラ	233 42 95 70	
Standard Chatered Bank Cameroon	SCBC	Boulevard de la Liberté	8821	ドゥアラ	2 33 43 52 76	
Banque Gabonaise pour le Financement International	BGFIBANK	Avenue de Gaules	660	ドゥアラ	2 33 50 62 79	
Banque Camerounaise des Petites et Moyennes Entreprises	BCPME	Carrefour Nlongkak, Rue Albert Ateba Ebe	12962	ヤウンデ		

VI. 不動産

建物の一室の賃借、不動産の購入、自らの建物を建てるための土地の取得など、投資家にはさまざまな選択肢が用意されている。

6.1. 居住用賃貸借契約の締結

▶形式

居住用賃貸借契約は、書面による契約を要する。契約期間は定めても定めなくてもよい。必ず租税一般法典に定められた条件・方法に基づき税務当局に登録しなければならない。

賃貸人またはその代理人は、税務当局が交付した居住用賃貸借契約登記証書の写し（1部）を、必要な手続きを終えてから暦日で30日以内に賃借人に引き渡すものとする。

▶保証金

賃貸借契約には、契約終了時において賃借人の所為による損傷、賃料の滞納、各種の違反等に伴う債務の履行を担保するため、賃料の 2 カ月分を超えない額の保証金を賃借人が支払うよう定めることができる。

保証金を定める場合には、入居時には賃借人が物件の使用収益を開始する日までに、また居住用賃貸借契約の終了時には賃貸借の最終日までに、両当事者は双方立会いのもとに作成する現状確認書に署名しなければならない。

双方立会いによる現状確認書の作成は、賃借人が善良な管理者の注意（善管注意）をもって物件を使用していることを賃貸人が確認するため、契約期間の途中に行うこともできる。不適切な使用が確認された場合において、保証金で賄うことができないような修繕の必要があれば、賃借人は、その実施を賃借人に催告することができる。なお、保証金には利息が付かない。

保証金は、賃料の滞納分や賃貸人が負担した費用（ただし然るべく証明されたものに限る）があればそれを差し引いたうえで、鍵の返却日から 1 カ月以内に賃借人に返還される。

有償または無償による賃貸借物件の所有権の移転があった場合には、新賃貸人が保証金の返還義務を負う。保証金では修繕費用や賃貸人が行った支払いを補填できない場合、賃貸人は、賃借人の責任を追及する訴えを提起できる。

▶共有の不動産

共有の不動産（建物または建物の一室）に関する居住用賃貸借契約の締結は、管轄裁判所の許可がある場合を除き、共有者全員の同意がなければ無効となる。賃貸に同意しなかった共有者またはその承継人は無効の訴えを提起することができる。

居住用賃貸借契約の締結にあたり、第三者に仲介を依頼するのは任意である。

▶賃料

賃料の額は、建物や建物の一室の市場価格を考慮して定められる。

賃料は、毎月、賃貸借契約に定められた日に支払われる。また、3 年ごとに増額または減額できる。

ただし、賃料の増額または減額を求める側の当事者は、賃貸借契約の締結または前回の増額から 3 年が経過した後、当該増額が効力を生じる日の 3 カ月前までに、その手段の如何を問わず何らかの方法で相手方の当事者に通知しなければならない。さもなくば、当該増額を認める契約条項は無効となる。

また、賃貸人は、賃料の支払いの証拠となる領収書を賃借人に発行しなければならない。なお、賃貸人が領収書の発行義務を果たさない場合、賃貸人は、いかなる手段で賃料の支払いを証明してもよい。

賃料の改定に関する紛争は、法律の規定に基づいて管轄裁判所に解決を委ねることができる。

6.2. 事業用賃貸借契約の締結

本報告書でいう賃貸借とは、商事一般法に関する OHADA の統一法に規律される事業用の賃貸借をいう。

▶ **形式と期間**：事業用賃貸借契約には定型の様式が定められておらず、書面・口頭のいずれによってもよい。両当事者は、賃貸借の期間を自由に定めることができる。書面による場合は、私署証書として締結できる。ただし、期間が3年を超える場合には、公正証書に関する1961年6月27日の法律第61/20号第1条第1項(b)の規定により、必ず公署証書すなわち公正証書の形式としなければならない。

▶ **賃貸借契約の更新**：賃借人は、契約条件に則って物件を使用していたことを証明すれば、2年間の最低期間として賃貸借契約を更新することができる。

▶ **賃貸借契約の譲渡**：賃貸借契約を譲渡する場合には、執行吏送達、または受取人による受領が確認できるその他の手段により賃借人に通知しなければならない。

また、賃貸借契約に別段の定めがある場合または賃貸人の同意がある場合を除き、物件の全部または一部を転貸することは禁じられている。

▶ **賃料の改定**：賃料は、賃貸借契約により当事者間で定めた条件に基づいて改定することができる。改定周期は当事者間で自由に設定することができるが、期間の定めがない場合は、更新の場合の契約期間を3年以上と定める商事一般法に関する統一法の規定に従わなければならない。

6.3. 不動産の取得

カメルーンにおける不動産の取得による所有権の移転には、ファイナンス・リースによる場合と購入による場合がある。

6.3.1. 不動産ファイナンス・リース

カメルーンにおけるファイナンス・リースの法的枠組みは、2010年12月21日の法律第2010/020号に定められている。不動産ファイナンス・リースでは、建築済みまたは建築予定の不動産物件で事業用に利用されるものが対象となる。

不動産ファイナンス・リース契約は、その締結にあたり必ず公正証書を作成し、また、物件所在地の不動産登記簿に登録しなければならない。

6.3.2. 不動産の購入

▶ 個人の私有地の取得

土地保有制度について定める1974年7月6日のオールドナンス第74-1号の規定に基づき、カメルーンに投資したいと考える外国籍の自然人または法人は、国境地域にあるものを除き、不動産の賃貸借契約を締結し、または不動産を取得することができる。そのために作成された証書は、個人については公有財産担当相の承認、大使館や領事館、国際機関については外相および公有財産担当相の承認を得なければならない、これに違反した場合は無効となる。

私人間の不動産取引は公証人の面前で行うことが法律により義務付けられている。また、公証人は、売買証書を税務当局に登録し、土地権利申請書を公有財産管理・不動産登記事務所へ送達する役割を担う。

土地権利書は、不動産の所有権を証明する正式な文書である。私人間の不動産取引は、権利書の移転または分割により行うことができる。土地権利書の移転は、無償もしくは有償で

あるとを問わず、不動産の完全な譲渡に伴って行われるものである。他方、漸次的な販売や分割行為により不動産が分割された場合には、当初の土地権利書が取得者間で分割されることになる。

➤**国家管理地 (domaine national) に属する土地の取得**

国家管理地の管理方法を定める1976年4月27日のデクレ第76-166号によれば、コンセッションとは、開発プロジェクトを有する者の申請に基づき、国家管理地に属する占有されていない土地において当該プロジェクトを実施することを国が許可する手続きである。コンセッションは、暫定段階と正式段階の2段階に分けて行われる。

暫定コンセッション申請書は、県公有財産管理事務所に提出される。提出を受けた同事務所の所長がこれを知事に付託し、付託を受けた知事が諮問委員会を招集する。諮問委員会は現地調査を行い、報告書を公有財産担当相に提出する。諮問委員会は、この報告書の中で、土地の法的地位およびその土地でのプロジェクトの実行可能性について理由を付した意見を表明する。

権利取得者は、仕様書に基づき、その土地で5年間にわたり開発を行うことができる。正式なコンセッションは、管轄当局が土地の開発状況を確認した後でなければ得られない。課せられた義務に違反した事業者は、その土地での開発権を喪失し、コンセッションは終了する。

なお、外国人に認められるのは長期賃貸借契約までであり、国家管理地の所属地を開発しても正式なコンセッションは得られない。

➤**建築許可および仮設建築許可**

建築許可は、当局（関係する市町村の長、都市共同体については政府から授権を受けた者）が交付する行政許可であり、新築または既存建築物の増改築を行う前には必ず取得しなければならないものである。建築物の出生証書であり、これがない建築物は存在しないものとみなされる。建築許可は、建設用地が土地権利書を備えている場合に限り交付される。

建築許可の取得申請は、建築する建物の所在地である市町村の管轄部署に対して行う。申請書類は次のものからなる。

- 収入印紙を貼付した申請書
- 技術専門家名簿に登録された設計事務所または建築家が作成した、建築する建物の図面の写し
- 都市計画証明書の写し
- 二階建以上の建物については、宣誓した調査会社または認証を受けた国家機関が作成した土質調査報告書の写し

申請書類の内容の確認・審査の後、建築する建物の種類や規模に応じて手数料が算定され、申請者にその支払いが求められる。手続きが順調に進めば、申請書の提出日から5～8週間で建築許可を取得できる。

6.3.3. 都市部および農村部における土地権利書の取得手続き

a) 土地権利書の取得手続き

登記は、**土地権利書**と呼ばれる所有権証書の取得を目的とした、土地購入プロセスの一段階をなす手続きである。これは、カメルーンにおいては所有権の出生証書とみなされており、この権

利を証明する手段となるものである。すなわち、カメルーンにおける土地権利書の取得手続きとは**登記**のことである。登記は直接登記と間接登記の二つに分けることができる。

▶直接登記

直接登記は、国家管理地の第1カテゴリーの土地「**占有・開発がなされている土地**」を対象とするものである。

土地権利書の取得条件を定める1976年4月27日のデクレ第76-165号（2005年12月16日のデクレ第2005/481号により改正・補足）第9条の規定によれば、自己が占有または開発する国家管理地所屬地の土地権利書の取得を申請することができるのは次の者である。

- a) 土地保有制度について定める1974年7月6日のオールドナンス第74-1号の公布日である1974年8月5日以前からその土地を占有または開発していた伝統的コミュニティ、その構成員またはその他のカメルーン国籍の者
- b) 土地保有制度について定める1974年7月6日のオールドナンス第74-1号第4条、第5条および第6条の規定により自己の権利を喪失した者

事前の開発を要しない間接登記とは異なり、直接登記の対象となり得るのは、1974年7月6日のオールドナンスの施行以前に開発されていた土地のみである。なお、開発と言えるのは、住宅または農園の建設に限られる。

以上のような条件があるため、オールドナンス公布日以前に占有も開発もしていなかった者がこのカテゴリーの土地を取得するのは困難である。ただし、この規定には二つの例外が設けられており、次の者には申請が認められる。

- 死亡した者の相続人であって、直系尊属が行った開発を自ら利用することができる者
- その土地についての**伝統的権利の譲渡**を受けたその他の者。すなわち、カメルーン国民であれば誰でも、1974年のオールドナンス以前から開発がなされていたことの証である伝統的権利の法的所有者との間に、譲渡について事前に合意を取り交わすことさえできれば、私的国有地に属さないあらゆる土地の所有権を取得でき、従って土地の登記を行うことができる。

土地には共同不分割権が設定されている場合がある。すなわち、家長が死亡した家族の各構成員に土地の権利が承継される場合である。このような場合、自分の持ち分区画の売却を希望する構成員は、転売を考える前に共同不分割を離脱し、当該持ち分区画の土地権利書を取得しなければならない。この手続きは、その土地が権利書を備えているか否かにかかわらず必要となる。

具体的な手続き

権利書を備えていない土地については、以下のような3段階の手続きをふむ。

- ❖ 境界画定
- ❖ 登記
- ❖ 土地権利書の取得

2005年12月16日のデクレ第2005/481号第11条第1項の規定に基づき、国家管理地所屬地の土地権利書の取得を申請する権利を有する者は、次のものからなる申請書類を提出しなければならない。

- 申請書4部：原本には収入印紙を貼付し、氏名、続柄、住所、職業、夫婦財産制、国籍、不動産登記の名義を記載する。
- 不動産の説明（所在地、面積、占有または開発の種類、推定地価、設定された負担の内容）

- 土地権利書を備えているか否かにかかわらず、隣接するすべての土地の一覧とその所有者の氏名

申請書類は、土地が所在する郡の郡庁所在地の管轄当局に提出し、それと引き換えに受領書の交付を受ける。郡の管轄当局は、県公有財産管理事務所に申請書類を送達する。申請書類の審査後、アレテ（命令）により諮問委員会が選任される。この諮問委員会が現地調査を行って開発の有無を確認する。

申請者は、諮問委員会の到着までに、登記する土地区画の周囲を伐採し、その境界を明確にしておかなければならない。土地の境界画定には近隣住民も立ち会わせる。境界画定の後、諮問委員会は、全構成員が署名した報告書を作成し、その中で意見を表明する。なお、委員会が表明した意見は、都市計画・住宅相の審査に付される。その後、報告書は、県公有財産管理事務所に送付され、そこで別途二つの資料が作成される。行政資料と技術資料である。技術資料は、土地の図面と地形測量図から構成される。この資料は州公有財産管理事務所に送付される。

行政資料については、公有財産管理局に送付され、登記作業の適式性の検査を受ける。

- 意見が適法であると判断される場合、公有財産管理局は境界画定の終了を官報に掲載するよう命じる。
- 手続きに不備が確認された場合、公有財産管理局は資料を県公有財産管理事務所に差し戻す。

境界画定終了の告示が官報に掲載された場合、行政資料は州公有財産管理事務所に送付される。後は申請者が1カ月以内に州公有財産管理事務所に出向き、土地権利書を受け取るだけである。申請書類の提出から土地権利書の受け取りまでの期間であれば、法律上の利害関係者は、異議を申し立てることができる。この期間が過ぎると、異議は受理されない。

▶ 間接登記

間接登記では、国家管理地の第2カテゴリーの土地「有効な占有がなされていない土地」が主たる対象となる。多くの場合、森林やサバンナ等がこれに該当する。手続きを経ることで、**暫定コンセッション**の認定を得ることができる。

国家管理地の管理方法を定める1976年4月27日のデクレ第76-166号の規定によれば、間接登記の場合には、土地の開発についての証明は不要である。ただし、その土地で実施するプロジェクトの計画を管轄当局に提出しなければならない。例えば大学、サッカー場その他の公益性を有する施設の建設がこれに該当する。

プロジェクトは承認される場合もされない場合もある。承認の場合、管轄当局は、国家管理地の管理方法を定める1976年4月27日のデクレ第76-166号第3条の規定に基づき、プロジェクトの申請者に対し、命令により、5年間を期間とする**暫定コンセッション**を認めることができる。

その上、管轄当局は、重要なプロジェクトについては、申請者に対し、99年を期間とする**正式なコンセッション**を認めることができる。正式なコンセッションは、共和国大統領の同意があれば、それに代えて**所有権譲渡型コンセッション**の形をとることもできる。この場合、申請者は、土地権利書の取得のため、通常の登記手続きをとることになる。

VII. 商事会社法

カメルーン法にいう商事会社の設立は、商事会社および経済利益団体の規制に関する統一法（以下「統一法」）により規律されている。

OHADA統一法第10条および公正証書に関する1961年6月27日の法律第61/20号の規定により、会社の設立証書は、公正証書（すなわち、設立する会社の本店所在地の公証人の面前で作成されたもの、または原本が当該公証人のもとに寄託されたもの）でなければならず、さもなければ無効となる。

7.1. 会社の法的形態

7.1.1. 有限会社（SARL）

有限会社とは、その目的がどのようなものであれ、商事的性格を有し、その社員が商人資格を有さず、会社の債務について出資額を限度としてのみ責任を負う会社をいう。社員の権利は持ち分によって表象され、その額面金額は**5,000 CFAフラン**を下回ってはならない。

持ち分は第三者に自由に譲渡することができず、資本の4分の3以上にあたる持ち分を有する社員の過半数の同意を得た場合に限り譲渡することができる。持ち分は、記名式、無記名式を問わず、流通証券によって表象することができない。社員の権利は、定款および適式に承認された持ち分譲渡証書の規定のみに基づく。

➤ **組織形態：**

有限会社を設立する社員は、複数人（複数社員有限会社）であっても1人（一人有限会社）であってもよい。

➤ **最低資本金額：** 100万 CFAフラン

➤ **会社の経営：**

有限会社は、定款または個別の行為（定時総会）で選任される1人または複数人の業務執行者（自然人）によって経営される。

➤ **会計監査役**

統一法第376条に定める次の三つの条件のいずれかに該当する場合には、会計監査役を選任しなければならない。

- 資本が**1,000万 CFAフラン**を超える場合
- 常勤従業員が**50人**を超える場合
- 売上高が**2億5,000万 CFAフラン**を超える場合

7.1.2. 株式会社（SA）

カメルーンにおける株式会社とは、株主が商人資格を有さず、会社の債務について出資額を限度としてのみ責任を負う会社をいう。株主の権利は株式によって表象され、定款に別段の定めがない限り、第三者に自由に譲渡することができる。株主間における株式の譲渡も無論自由である。

カメルーンで株式会社を設立するための最低資本金額は、**1,000万 CFAフラン**である。現物出資は設立時に全額払い込まなければならない。現金出資は設立時に4分の1を払い込み、

残額は統一商業登記簿（RCCM）に登記した日から3年以内に払い込めばよい。株式の額面金額は1万 CFAフランを下回ってはならない。

➤ **組織形態：**

- 取締役会を設置し、株主が3人以上いる株式会社
- 取締役会を設置せず、代表取締役を設置する、株主が2人または3人の複数株主株式会社
- 取締役会を設置せず、株主が1人しかいない一人株式会社

➤ **最低資本金額：**1,000万 CFAフラン

➤ **会社の管理：**

- 取締役会を設置する株式会社：取締役会が管理を担う。経営の指揮をとるのは、取締役会会長兼社長（PDG）（必要に応じて副社長（DGA）の補佐を受ける）の場合と、取締役会会長（PCA）および社長（DG）の場合がある。
- 代表取締役を設置する株式会社：代表取締役が会社の管理を担い、必要に応じて代表取締役補佐がこれを補佐する（取締役会を設置しない）。

➤ **会計監査役：**

正会計監査役および補欠の会計監査役を選任しなければならない。

➤ **規制・禁止対象の契約**

規制対象の契約：会社は、役員（取締役、DG、DGA、PDG）との間や、役員が保有する会社・企業との間に契約を締結できる。また、役員が無限責任社員または役員となっている会社との間にも契約を締結できる。ただし、会社の資本の10%以上を保有する株主との契約は、締結の前に取締役会の承認、会計監査役による検査、および総会の承認を受けなければならない。

禁止対象の契約：自然人である役員（取締役、DG、DGA、PDG）、その配偶者、その直系尊属、その直系卑属が直接に、または人を介して会社から融資を受けること、前借りを受けることは禁止される。また、これらの者が借入をする際に、会社が保証人となったり、手形保証を行ったりすることも禁止されている。

7.1.3. 合名会社（SNC）

すべての社員が商人資格を有し、会社の債務について無限に、かつ連帯して責任を負う会社をいう。すなわち、会社が債務を弁済しない場合には、債権者はいつでも、いずれの社員に対しても、自己の財産をもって債務を全額支払うよう求めることができる。

資本金の額は、社員が自由に定めることができ、等しい額の持ち分に分割される。持ち分は、社員の全員一致の同意がなければ譲渡できない。

社員間で1人または複数人の業務執行者を選任しない限り、社員は全員、業務執行者とみなされる。

7.1.4. 単純合資会社（SCS）

会社の債務について無限に、かつ連帯して責任を負う1人または複数人の「無限責任社員」と、出資額を限度として責任を負う1人または複数人の「有限責任社員」とが併存する会社をいう。その資本は持ち分に分割される。

定款に別段の定めがある場合を除き、持ち分は、社員の全員一致の同意がなければ譲渡できない。資本金の額は、社員が自由に定めることができる。業務執行者は、必ず無限責任社員でなければならない。

7.1.5. 簡易株式会社 (SAS)

簡易株式会社は、1人または複数人の社員からなる会社で、統一法に強行規定が定められている場合を除き、定款で自由に組織や機能を定めることができるものをいう。

簡易株式会社は、社名の前または後に「SAS」または「簡易株式会社」の文字を入れなければならない。

株式会社に関するいくつかの規則が簡易株式会社にも適用される。これらの規則に基づき、また、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会やその会長の権限は、簡易株式会社の社長または定款に基づいて選任する1人または複数人の役員が行使する。

7.1.6 経済利益団体 (GIE)

経済利益団体は、所定の期間において、自然人または法人である構成員の経済活動の推進または発展に適した手段を共有するための組織である。経済利益団体は資本金なしで設立ことができ、利益の実現や分配を目的としていない。

7.1.7. 支店

支店とは、カメルーンもしくはOHADA加盟国の法律に準拠する自然人もしくは法人、またはOHADA非加盟国の法律に準拠する法人に帰属する事業所のことである。

支店は、経営上一定の自律性を有するが、法的には所有者である自然人または法人の一部であり、その事業活動や支店が存在することに伴って生じる権利や義務は所有者である自然人または法人の資産に帰属する。支店はRCCMに登記されるが、固有の法人格は持たない。

なお、非加盟国企業の支店の活動期間は、原則としてRCCMへの登記の日から2年を超えることができない。というのも、統一法では、非加盟国企業の支店は、その設置の時から2年以内に、いずれかの加盟国に設立済みの、または設立予定の会社に帰属させなければならないと定めているからである。ただし、支店のある国の商業担当相の命令によってこの義務が免除される場合はこの限りではない。

カメルーンでは、慣例的に多くの非加盟国企業がこの免除を受けており、支店の帰属替えまでの猶予期間が2年ごとに更新されているというのが実情である。

なお、非加盟国企業がカメルーンで支店を開設するにあたっては、前もってその企業の意志決定機関（総会、取締役会、業務執行者、PDGなど）の決定があることを要する。一般的には、この決定により、開設する支店の事業内容を定め、支店長を任命し、その権限を定める。

最後に指摘しておくが、企業の法的組織に関するOHADA法の規定には、駐在員事務所や連絡事務所といった概念が存在しない。実際、これらは、組織の類型にではなく、組織の行う活動の類型に関する税法上の概念である。

7.1.8. 子会社

子会社とは、その資本の過半数を親会社と呼ばれる別の会社に保有される会社のことをいう（OHADA統一法第179条）。

親会社は、子会社の資本の過半数を保有することにより、子会社を支配し、その経営に決定的な影響を与える。

7.1.9. 駐在員事務所

駐在員事務所または連絡事務所は、所与の会社に帰属する事業所であり、その会社と、事務所が所在する加盟国の市場とをつなぐ役割を果たすものである。事務所は経営上の自律性を有さず、それを設立した会社のための準備・補助活動のみを行う。よって次の 3 点を主たる特徴として指摘できる。

- 法人格がない。
- 経営上の自律性を有さない。
- 事務所を設立した会社の事業の準備や補助にあたる活動のみを行う。

ほかの会社形態と同様、駐在員事務所も必ず RCCM に登記しなければならない。なお、駐在員事務所が商業活動を行うようになった場合には、所定の手続きに従って、ただちに支店への変更を行うことが法律により義務付けられている。

従って、従前の登記内容を変更しなければならず、これに違反した場合は RCCM から抹消される。最後になるが、駐在員事務所は、支店と異なり、準備または補助にあたる活動を続ける限り、その存続期間に制限はない。

7.1.10. ホールディングス（持株会社）

ホールディングス（「持つ、保持する」を意味する英単語 **holding** に由来）とは、一つまたは複数の会社を支配することを目的として、その会社の株式を保有する会社のことをいう。ホールディングス（持株会社）は、株式の保有のみを目的とする場合には「純粋持株会社」（または「受動的持株会社」）、株式の保有のほか商工業的な事業を行う場合には「非純粋持株会社」（または「能動的持株会社」）と呼ばれる。持株会社は、一般的には、その子会社のため、経営指導、資金の集中管理、会計管理、情報の共有といった活動を行い、対価を得る。ホールディングスの利用には次のようなさまざまなメリットがある。

- 中小企業や中小工場の円滑な事業承継を容易とする。
- 連結対象グループ全体の経営手段となる。
- 買収に伴う財務費用を控除することができる等、会社の買収を可能にする（LBO すなわちレバレッジド・バイアウト）。

持ち株会社のあるところには必ず税務上の企業グループがある。

OHADA 圏における持株会社の法制度

▶ 「グループ」の定義

OHADA は、会社の法的類型の中で持株会社を定義していない。そのため、持ち株会社は、いかなる形態でも取ることができる。一般的には SA または SAS の形態をとることが多い。法的形態の選択は、追及する目的に応じて行われることになる。

ただし、商事会社および経済利益団体の規制に関する OHADA の統一法（AUSCGIE）は、第 173 条において、グループとは、さまざまなかたちで相互に結び付いた複数の会社が形成する集団であって、そのうちの 1 社が他の会社を支配することができるものをいうと定義している。

また、第 179 条では親子会社の定義が定められている。それによれば、会社は、他の会社の資本の過半数を保有するとき、当該他の会社の親会社となる。

▶ 連結義務

会計法および金融情報に関する統一法（AUDCIF）の第 74 条によれば、いずれかの加盟国において本店を有し、または主たる事業を行う会社であって、一つまたは複数の他の会社を排他的に、

または共同で支配するものは、毎年、グループ全社の連結財務諸表および経営報告書を作成し、公表しなければならない。ただし、次の二つの場合、この作成が免除される。

- 支配会社もまた同じ地域内の他の会社に支配されている場合（一定の条件あり。AUDCIF 第 77 条を参照のこと）
- 会社の規模が小さい、すなわち 2 会計年度連続で売上高が 5 億 CFA フランを下回る場合（AUDCIF 第 95 条）

7.2. 企業設立手続センター（以下、CFCE）

カメルーンにおける企業設立の窓口であり、設立段階において事業者の相談役を務める唯一の機関。CFCEは、起業家の手続きを簡便化・容易化するためのワンストップセンター(Guichet Unique)であり、中小企業・社会経済・手工芸省（MINPMEESA）、財務省（MINFI）、法務省（MINJUSTICE）、社会保障公庫（CNPS）の四つの行政機関の出張所が置かれている。

CFCEは、次の法令に基づいて組織されている。

- 企業設立手続センターの手続きに関する 2012 年 5 月 30 日の省庁間通達第 001/MINJUSTICE-MINPMEESA-MINFI 号
- 2011 年の租税一般法典（第 c128 条、第 428-6 条、第 430 条、第 444 条）
- カメルーンにおける企業設立に係る行政手続きに関する 2012 年 5 月 25 日の通達第 004/CAB/PM 号

CFCEが開設されているのは今のところバフサム、バメンダ、ドアラ、ガルアおよびヤウンデのみであるが、近く全国へ広げていく予定である。

7.3. 会社の設立手続き

会社を設立するには、次の手続きを要する。

- 定款案の作成
- 設立証書（定款）の裁判所書記課への提出
- RCCMへの登記
- 公正証書として作成された引受・払込申告書の取得
- 管轄の税務署への設立の届出
- 納税者カード取得のための登録
- 営業税免除証明書の取得
- 税務当局への設立の届出
- 労働監督署労務課への設立の届出
- 会社および被用者のCNPSへの加入と、必要に応じて従業員非雇用証明書の取得
- 会社設立の法定公告の官報への掲載

会社は、RCCMへの登記をもって法人格を取得する。また、関連する法的手続きとして、会社の役員に関する次の書類の提出も要する。

- パスポートまたは滞在許可証の原本と相違ないことが証明された写し
- 3カ月以内に発行された前科簿の抄本

7.4. 会社の解散手続き

商事会社の事業活動の終了に際しては、次の手続きを要する。

- 会社の解散および清算人の選任に関する臨時総会
- 清算手続きの終了に関する臨時総会
- 本店所在地の法定公告掲載紙における解散の公告
- 管轄裁判所の書記課への解散の届出および RCCM への変更登記
- RCCM からの抹消

VIII. 信用の保証

カメルーンに所在する金融機関による融資を希望する自然人または法人には、担保制度に関する OHADA の統一法に定められた担保が求められる場合がある。こうした担保には、人的担保と物的担保がある。

8.1. 人的担保

統一法では、保証契約 (cautionnement) と自主的担保契約 (garantie autonome) とを区別している。保証契約の特徴は、保証人の債務に連帯性が推定される点にある。従って、保証人は、検索の抗弁の利益を主張して主たる債務者の財産について執行するよう求めることができない。

自主的担保契約の主要な特徴は、保証契約と異なり、主たる債務への付従性がなく、「保証人は主たる債務者の有する抗弁をもって債権者に対抗できる」とする原則がまったく適用されないという点にある。

また、社員や役員の第三者に対する債務について会社が保証人を引き受けることが禁じられていることも指摘しておく。株式会社が第三者の債務について保証契約、手形保証契約、自主的担保契約を結ぶ場合には、事前に取締役会の特別な承認を得なければならない。

8.2. 物的担保

8.2.1 動産担保

動産担保には主に次のようなものがある。

- 有体動産質権 (業務用機器、自動車、棚卸資産)
- 無体動産質権 (債権、社員の権利、有価証券、営業権、銀行口座、金融商品口座、知的所有権)

また、次のような限定的な状況に固有の担保もみられる。

- 留置権
- 所有権留保権
- 譲渡担保 (債権譲渡)

総じて動産担保は RCCM で公示する必要がある、登記日から第三者に対抗可能となる。

8.2.2. 不動産担保

不動産担保の典型は抵当権である。これは、設定者に帰属する不動産を一つまたは複数の債権の担保に供するものである。抵当権を設定できるのは、現に存在し、登記された不動産のみである。

抵当権の設定を第三者に対抗するためには、不動産登記所に公示しなければならない。適式に公示された抵当権は、登記日に効力を生じる。

抵当権の実行方法としては、差押え、約定による実行または裁判による実行がある。

IX. 労働法

カメルーンにおける賃金労働者の報酬および労働条件は、**1992年8月14日の法律第92/007号**とその各種施行規則から構成された労働法典により規律されている。これに加えて、業種（商業、保険業、工業など）別の労働協約が存在する。

9.1. 雇用契約

雇用契約には、期間の定めのない無期契約と期間の定めのある有期契約（最長 2 年、同一の期間で 1 回に限り更新可能）の 2 種類がある。この 2 種類の契約は、個別の法令に雇用条件が定められている派遣労働、臨時労働、季節労働には適用されない。

自国民の雇用契約で3カ月を超える有期契約や就労にあたって転居を要する契約は、必ず書面を作成しなければならない。外国人の雇用契約は、労働省の承認を受けなければならない。就労ビザの発給に要する期間は、申請の受理から2カ月に短縮された。この期間が満了しても労相から回答がない場合、ビザは許可されたものとみなされる。

会社が苦境に陥った場合や会社の利益に関わる問題が生じた場合には、雇用主は、継続中の雇用契約や雇用条件を変更することができる（勤務時間の短縮、シフト制やパートタイムへの移行、一時解雇、賞与や手当の見直し、のみならず賃金カットなど）。また、雇用契約は、労働者側からの申し出に基づいて変更することもできる。

9.2. 雇用契約の種類

雇用契約には次のような種類がある。

- 有期雇用契約
- 無期雇用契約
- 派遣雇用契約
- 臨時雇用契約
- 季節雇用契約

なお、以上の契約の定義はおおよそのところ労働法典第 25 条に定められている。

▶有期雇用契約（CDD）：

労働法典第 25 条第 1 項(a)の規定によれば、有期雇用契約とは、終了の時期が両当事者の意思に基づき前もって定められている契約をいう。契約期間は 2 年を超えてはならないが、同一の期間で更新可能である。

次に掲げる契約は有期雇用契約に準ずるものだが、更新はできない。

- ・将来の確実な出来事の発生により終了する契約（ただし、その成就が両当事者の意思のみに係るものではないが、その内容が明確に定められていることが必要）
- ・所定の仕事のために締結される契約

有期雇用契約は、重大な過失、不可抗力、または書面による両当事者の合意があった場合に限り、期間満了前に終了することができる。

▶無期雇用契約（CDI）：

労働法典第 25 条第 1 項(b) の規定によれば、無期雇用契約とは、終了の時期が前もって定められておらず、予告を通じた一方の当事者の意思表示によっていつでも終了することのできる契約をいう。そのため、この契約は安定性を欠くように見えるが、法律上、解雇には正当な理由が必要とされており、それを欠く場合は不当解雇とみなされる。

▶派遣雇用契約：

労働法典第 25 条第 4 項(a) の規定によれば、派遣雇用契約とは、主として休業中または休職中の労働者の業務代替のために利用される契約をいう。契約期間は 3 カ月で 1 回に限り更新可能である。1993 年 7 月 15 日のデクレ第 93/577/PM 号第 2 条および第 6 条を参照のこと。

▶臨時雇用契約：

労働法典第 25 条第 4 項(b) の規定によれば、臨時雇用契約とは、主として景気変動に伴う企業活動の予期せぬ増加や、労働者に危険を生じる恐れのある企業における差し迫った事故の予防、保護体制の構築、機材や建築物の修理を目的とした急を要する作業に対応するために利用される契約をいう。

▶季節雇用契約：

労働法典第 25 条第 4 項(c) の規定によれば、季節雇用契約とは、企業活動の周期性や季節性に応じるために利用される契約をいう。この種別の契約は、農業系企業に最適である。契約期間は 6 カ月で、更新はできない。

9.3. 雇用契約の履行方法：試用期間、労使の義務

A/ 試用期間

1. 試用期間の取り決めは、現行法令に定める形式および条件に基づいて確認・履行される。
2. 試用期間が更新された場合において2期目の途中で取り決めを破棄するときは、両当事者は、次の予告期間を置かなければならない。
 - a) 分類区分IおよびII：5営業日
 - b) 分類区分IIIからVIまで：10営業日
 - c) 分類区分 VII から XII まで：20 営業日

B/ 労使の義務

1) 労働者の義務

a) 物的な義務

労務の提供を行う義務のことである。正当な理由なく労務の提供を行わない場合、月給が支給されない可能性がある。

b) 道徳的な義務

道徳的な義務とは労働者の信義誠実に関する義務のことである。これにはさまざまな側面がある。

c) 競業禁止義務

労働法典第 31 条の規定によれば、労働者は、通常の就業時間の後であっても、雇用主の事業と競合する事業を営んではならない。

d) 職業上の守秘義務

労働者は、製造上の秘密や営業上の秘密を漏洩してはならない。

e) 清廉義務

違反した場合、法律に基づき処罰を受ける。刑法典第 312 条は「何らかの形で報酬を得ている被用者が、雇用主の許可なしに、その職務行為を行うよう、または怠るよう請託を受けて賄賂を收受し、またはその約束をしたときは、1～3 年までの禁固刑および 5～50 万 CFA フランまでの罰金刑、またはそのいずれか一方に処する」と定めている。

2) 雇用主の義務

労働者と同じく雇用主も、被用者に対して次のような義務を負っている。

- 雇用主は、労働を終えた被用者に対し、合意または契約条項に基づく報酬を与えなければならない。
- 働きやすい環境を用意し、被用者に危険が及ぶことがないようにしなければならない。
- 被用者が業務の中で事故にあった場合には、企業が治療費を負担する。
- 出産の場合、またはそれ以外の本人の意思とは無関係の事由（例えば病気）による業務遂行不能の場合には、雇用主は、前者については有給の出産休暇を、後者については事が収まるまで一定期間の休暇を与えなければならない。

9.4. 労働時間

労働時間は次のとおり定められている。

- 非農業系企業・事業所については公共部門・民間部門を問わず週 **40 時間**
- 農業系企業またはそれに準ずる企業については週 **48 時間**または年 2,400 時間

超過勤務には次のとおり割増賃金を支払う。

- 最初の 8 時間まで.....時間給 20%増
- 次の 8 時間まで時間給 30%増
- それ以降、週 20 時間まで.....時間給 40%増
- 日曜日時間給 40%増
- 夜間・祝祭日時間給 50%増

超過勤務は、現行法令、とりわけ法定労働時間の特例に関する 1995 年 12 月 18 日のデクレ第 95/677/PM 号に定める条件・事由に該当する場合に限り実施できる。また、労働監督官による

明示的かつ特別な同意がある場合を除き、総労働時間は週 60 時間、1 日 10 時間を超えてはならない。

9.5. 労働者の休日

少なくとも連続24時間の週休を与えなければならない。原則として日曜日が休日にあてられる。ただし、労相の命令により定められた方法に基づく特例が認められている。

世俗的または宗教的な法定の祝祭日は、祝祭日休業日とされており、カメルーンの法定祝祭日制度を定める1973年12月7日の法律第73/5号の規定されている。

世俗的な法定祝祭日には次のものがある。

- 元日（1月1日）
- 青年の日（2月11日）
- メーデー（5月1日）
- 建国記念日（5月20日）

世俗的な法定祝祭日が日曜日または他の祝祭日と重なる場合には、その翌日が祝祭日とされる。宗教的な法定祝祭日には次のものがある。

- 昇天祭
- 聖金曜日
- 聖母被昇天祭（8月15日）
- キリスト降誕祭（12月25日）
- ラマダン明けの祭り
- 犠牲祭

宗教的な法定祝祭日が日曜日または他の祝祭日と重なる場合には、共和国大統領は、その翌日を祝祭日休業日に指定できる。

法定祝祭日が金曜日または火曜日にあたる場合には、共和国大統領は、その前日または翌日を祝祭日に指定できる。

9.6. 年次有給休暇

より有利な規定が労働協約または個別の雇用契約に設けられている場合を除き、労働者は、実働 1 カ月あたり 1.5 営業日の休暇を取得することができる。この休暇の権利を取得できるのは、勤続期間が 1 年を超えた者である。4 週間または 24 日間の勤務をもって実働 1 カ月とみなされる。

18 歳未満の若者については、実働 1 カ月あたり 1.5 営業日の休暇が 2.5 営業日に増える。また、休暇の期間は、労働者の勤続年数を考慮して、あるいは働く母親への配慮に基づいて延ばすことができる。

休暇期間中、賃金労働者には雇用主から手当が支払われる。

9.7. 雇用契約の中断

次の場合には雇用契約が中断される。

- その理由の如何を問わず雇用主が兵役に就いたことにより事業所が閉鎖された場合
- その理由の如何を問わず労働者が兵役に就き、または再召集に応じた場合におけるその期間

- 雇用主が認定した医師または国が認定した病院に所属する医師が正式に診断を下した病気のため労働者が休業する場合におけるその期間（この期間は 6 カ月を限度とするが、代わりの労働者が雇用されるまでは延長できる）
- 出産休暇期間
- 停職期間
- 労働災害または業務上疾病による職務不能期間
- 労使双方の合意の上で、選挙または選任により政治的または行政的な職務に就く場合におけるその就任期間
- 労働者が警察留置または未決勾留に付された場合におけるその期間
- 配偶者に帯同して転居しなければならない労働者を転勤させることができない場合における当該労働者の休業期間（この期間は 2 年を限度とするが、労使双方の合意があれば更新できる）
- 一時解雇期間（6 カ月を限度とする）

最初の三つの場合において、雇用契約に期間が定められていないときは、雇用主は、休業期間が解雇予告の期間に等しいかそれを超える場合には解雇予告手当に等しい額の手当、解雇予告の期間よりも短い場合には本来であれば休業中に受け取れたはずの賃金に等しい額の手当を労働者に支払わなければならない。

妊婦に対する出産休暇期間中の手当は CNPS から支給される。一時解雇手当は次のように定められている。

- 1 カ月目は 50%
- 2 カ月目は 40%
- 3 カ月目は 35%
- 4 カ月目は 30%
- 5 カ月目は 25%
- 6 カ月目は 20%

この手当を算定する基礎となる賃金は、勤務を停止した時点における基本給に勤続手当を加えた額である。

9.8. 自国民の賃金

3万6,270 CFAフランと定められた全職種最低保障賃金（SMIG）が存在しており、業種や官民を問わず国内すべての雇用主にその遵守が義務付けられている。

賃金および給与は、業種別の分類区分（12 区分）により異なる。また、それぞれの分類区分において 6 段階の等級が設けられている。

9.9. 外国人労働者の雇用条件

外国人労働者は、滞在許可証の交付を受ける必要がある。その有効期間は通常 2 年間である（更新可能）。

ただし、滞在許可証の交付を受けられるのは、労働省の承認を受けた雇用契約書を持つ外国人労働者に限られる。

▶ 労働省の承認 :

承認の申請に必要な書類は次のとおりである。

- 労相宛の申請書
- 会社の法定代表者と外国人被用者が正式に略署・署名した雇用契約書 7部
- カメルーンでの就労に支障がない旨を証明する、3 カ月以内に発行された被用者の健康診断書
- 被用者の照会先一覧および大学免状の原本と相違ないことを認証された写し
- 従事する職務について記載した説明書
- 被用者の履歴書
- 3 カ月以内に発行された被用者の前科簿の抄本
- 会社の組織図
- 従業員の名簿（各被用者の国籍、職務、カテゴリーが記載されたもの）
- 会社定款の写し

▶ 滞在許可証 :

外国人労働者が滞在許可証を取得するには、以下の手続きを要する。

- 身分確認センター（Poste d'Identification）に次の書類を提出する。
 - 戸籍抄本：用意できない場合はパスポート、在外国民証明書（carte consulaire）または国民身分証明書（carte nationale d'identité）の写し（複写機による写しは、原本を提示した場合にのみ受理される）
 - 労働省の正式な承認を受けた雇用契約書
 - 3 カ月以内に発行された前科簿の抄本
 - 居住証明書
- 申請書類の提出日に本人が身分確認センターに出頭し、身分確認を受けた上で、**3,000 CFA フラン**を納付する。
- 身分確認センターの会計窓口において、**25 万 CFA フラン**（非アフリカ諸国の国民の場合）または **12 万 CFA フラン**（アフリカ諸国の国民の場合）の印紙税を納付する。

以上の手続きが済むと、3 カ月間有効の更新可能な仮滞在許可証（正式な滞在許可証が交付されるまでの間に用いるもの）が交付される。

9.10. 雇用契約の終了

雇用契約は、雇用主または従業員からの申し入れにより終了する。すなわち、解雇または辞職により終了する。

雇用契約を解除するには、それを申し入れる側の当事者が一定の予告期間を置き、解除の理由を示した書面により相手方の当事者に通知しなければならない。

予告を行わない場合には、予告が行われていればその期間中に労働者が受け取っていたはずの賃金その他の給付に相当する額の手当を支払わなければならない。予告期間は、労働者の職業分類、および雇用契約が解除される時点における勤続年数に応じて決まる。現行法令に定められた予告期間を下の表に示す。

分類区分	勤続年数		
	1年未満	1～5年	5年超
- I～VI - 家事使用人（区分不問）	15日	1カ月	2カ月
- VII～IX	1カ月	2カ月	3カ月
- X～XII	1カ月	3カ月	4カ月

正当な解雇の場合における損害賠償の額は、賃金 1 カ月分を上限とする。不当解雇の場合には、雇用主は、勤続年数 1 年につき賃金 1 カ月分（下限は賃金 3 カ月分）の損害賠償を支払わなければならない。

一方、解雇手当の額は、より有利な規定が労働協約または個別の雇用契約に設けられている場合を除き、その企業における労働者の勤続年数に応じて、解雇に先立つ 12 カ月間の平均賃金額に以下の割合を乗じて算定される。

- 1～5年 20%
- 6～10年 25%
- 11～15年 30%
- 16～20年 35%
- 21年以上 40%

なお、被用者の死亡により雇用関係が終了する場合には、被用者の請求権は、算定後、承継人に移転する。ただし、この場合の解除は、当事者の一方の所為によるものではないことから損害賠償は考慮されない。これに対し、個別ケースに適用される労働協約、事業所に固有の協定その他の内部規定に基づく請求権については考慮しなければならない。

9.11. 労働紛争の解決

個別労働紛争とは、雇用主と 1 人または複数人の個別の労働者との間に雇用契約に起因して生じる紛争のことである。個別労働紛争については、労働監督官のもとで和解を試みることが法律により義務付けられている。

和解が全部または一部について成立しない場合には、管轄労働裁判所に訴訟を提起することができる。

集団的労働紛争とは、賃金労働者の団体が介入し、かつ集団的利益について争うものをいう。集団的労働紛争の解決は、労働法典第 158 条から第 164 条までに定める調停・仲裁手続きによらなければならない。ストライキやロックアウトが正当化されるのは、こうした手続きが不調に終わってから行われた場合に限られる。

ストライキとは、一事業所の労働者の全部または一部が、その主張や要求を雇用主に受け入れさせるため、通常就業規則に従うことを集団で協調して拒否することをいう。

ロックアウトとは、ストライキを行っている、またはストライキを示唆する労働者に圧力をかけるため、雇用主が事業所を閉鎖することをいう。

違法なストライキやロックアウトに対しては次のような制裁が課せられる場合がある。

- 雇用主については、労働者が就業できなかった日数分の賃金の支払い
- 労働者については、重大な過失を理由とした雇用契約の解除

X. 社会保障制度52

カメルーンの現行社会保障制度は、準国家機関の**社会保障公庫（以下、CNPS）**によって運営されている。家族給付制度、老齢年金制度および労働災害制度の三つの制度が存在する。

10.1. 家族給付制度

子供が1人以上いる労働者が給付対象となる。保険料は雇用主が全額負担する。保険料率は以下のように区分されている。

企業は、保険料を毎月支払わなければならない。現行の保険料率と算定基礎は次表のとおりである。

制度種別	料率	基礎
一般制度加入者+家事使用人	7%	賃金額（月 30 万 CFA フラン、すなわち年 360 万 CFA フランを上限とする）
農業者向け制度加入者+それに準ずる者	5.65%	
教員向け制度加入者	3.70%	

家族給付には次のものがある。

家族手当：14歳までの子供を扶養している労働者に対し、在学証明書の提示と引き換えに支給されるもの。子供に障害があり通学できない場合には、その旨を証明する診断書を提示する。支給額は子供1人あたり月1,800 CFAフランである。

産前手当：全2回の義務的産前検診を受けた妊婦に支給されるもの。支給額は検診1回あたり5,400 CFAフランで、検診ごとに、または一括して支給される。

その他の家族給付：

妊娠・出産医療費給付：妊娠・出産にかかった医療費の一部または全部を払い戻す形で支給されるもの。

出産休暇中の女性賃金労働者に対する日給補償手当：実際に支給されていた日給と同額の手当を最低でも98日間、最高で140日間支給するもの。

10.2. 労働災害制度

労働災害は、3営業日以内に雇用主が企業所在地の社会保障センターに届け出なければならない。業務上疾病の届出は、雇用主が行う場合はその発生日から3日以内、被災者またはその承継人が行う場合は3年以内に行わなければならない。

被用者の職場復帰に必要な医療費をCNPSが負担するためには、雇用主の保険料口座から期日どおりに引き落としができていないこと、すなわち、社会保障機関への義務的な申告および納付が済んでいることが必要である。

ただし実際には、このような状況に際してCNPSの保障が受けられない場合であっても、被災者と雇用主が適式にCNPSに加入していることが確認されれば、被災者またはその承継人は司法裁判官の命令により損害賠償の支払いを受けることができる。

労働災害に伴う費用についてCNPSが負担できる額は、法令で定められた保険料率に基づいて算定される。次のとおり三つのリスクグループが区別されており、それぞれ異なる保険料率が設定されている。

グループ	料率	基礎
A (低リスク：農業、商業、銀行業、保険業、宿泊業など)	1.75%	賃金総額に現物給付の分を加え、必要経費を控除した額（上限なし）
B (中リスク：工業、建築・建設業、鉄道を除く運輸業など)	2.50%	
C (高リスク：公共工事業・土木工事業など)	5.00%	

保険料は雇用主が全額負担する。労働災害または業務上疾病の被災者は、現物または現金で給付を受けることができる。

10.3. 老齢・障害・死亡年金制度

適式に CNPS に加入している賃金労働者が退職する際、又は就労不能に陥ったことが正式に認定された場合には、老齢年金または障害年金を受給することができる。

受給には次の書類の提出が必要になる。

- 最新の在職証明書の写し
- 直近3カ月分の給与明細の写し
- CNPS 加入証明書の写し
- CNPS の求める給与明細の写し

通常は、手続き中、企業や賃金労働者には、企業および被用者の保険料口座の引き落とし状況を確認できる書類の提出が求められる。保険料率は次のように定められている。

制度種別	料率	基礎
老齢・障害・死亡年金	雇用主：4.2% 労働者：2.8%	賃金額（月 30 万 CFA フラン、すなわち年 360 万 CFA フランを上限とする）

老齢・障害・死亡年金保険制度を創設する 1969 年 11 月 10 日の法律第 69-LF-18 号（1984 年 7 月 4 日の法律第 84-007 号および 1990 年 12 月 19 日の法律第 90-063 号により改正）の規定によれば、通常の退職年齢は 60 歳である。

老齢年金を受給するには、以下の条件を満たさなければならない。

- CNPS に 20 年以上加入していること
- 保険料を 180 カ月以上納付し、かつ退職承認日に先立つ直近 10 年間に保険料を 60 カ月以上納付していること
- 賃金の支払いを受けるあらゆる活動を終了していること

なお、上記の法律により、早期退職制度も創設されている。50 歳に達した労働者で保険料を 180 カ月以上納付している者は、早期退職を求めることができる。ほかにも次の点を指摘しておきたい。

- カメルーンとフランスは 1990 年 11 月 5 日に社会保障協定を締結している。1992 年 3 月 1 日に発効したこの協定では、両国の社会保障法制の下での両国民の待遇について相互的平等性の原則を適用することが確認されている。この原則に基づき、労働者が国外で就労する場合には、出身国において納付が義務付けられている社会保険料のみを支払い続ければよいことになる。
- カメルーンは、仏語圏諸国を結び付ける経済・社会統合の絆を強化し、共同で社会保障制度の合理化と人材の育成を追求することを目的として 1992 年にアフリカ社会保障会議（CIPRES）を創設した仏語圏 14 カ国のうちのひとつである。

社会保険料

2016 年 2 月 15 日のデクレ第 2016/072 号は、CNPS が運営する家族給付、老齢・障害・死亡年金保険、労働災害・業務上疾病の各制度に適用される社会保険料の料率および賃金額の上限を定めるものである。

家族給付の分として CNPS に納付される社会保険料の料率は、次のとおり定められている。

- a) 家事使用人を含む一般制度に加入する労働者については算定基礎賃金額の 7%
- b) 農業者向け制度に加入する労働者については算定基礎賃金額の 5.65%
- c) 私学教員向け制度に加入する労働者については算定基礎賃金額の 3.7%

老齢・障害・死亡年金保険の分として CNPS に納付される社会保険料の料率は、算定基礎賃金額の 8.4%に定められている。労使それぞれの負担割合は次のとおりである。

- 雇用主の負担：4.2%
- 労働者の負担：4.2%

上記デクレの第 2 条および第 3 条に上記のとおり定められた社会保険料の料率を乗じる基礎額は、月 75 万フラン、すなわち年 900 万フランを上限とする。

労働災害・業務上疾病部門の社会保険料の料率を定めるにあたっては、次のとおりリスクの大きさと頻度に基づいて企業のカテゴリが行われている。

- グループ A：低リスク
- グループ B：中リスク
- グループ C：高リスク

労働災害・業務上疾病部門の分として CNPS に納付される社会保険料の料率は、上記のリスクグループ別に次のとおり定められている。

- グループ A については賃金額の 1.75%
- グループ B については賃金額の 2.5%
- グループ C については賃金額の 5%

XI. カメルーンの司法裁判組織

以下では、特別裁判所を除く4種類の裁判所について説明する。

11.1 第一審裁判所 (TPI)

複数の部（商事部、民事部、刑事部）に分かれており、法律に別段の明示的な定めがある場合を除き、訴額が1,000万 CFA フラン未満の事件を管轄する。

11.2. 大審裁判所 (TGI)

複数の部（商事部、民事部、刑事部）に分かれており、法律に別段の明示的な定めがある場合を除き、訴額が1,000万 CFA フランを超える事件を管轄する。

11.3. 控訴院

複数の部に分かれており、最高法院および控訴院それ自体を除く裁判所が言い渡した判決に対する控訴を審理する。

11.4. 最高法院

複数の部に分かれており、終審として裁判する。

XII. 仲裁

12.1. 司法・仲裁裁判所 (CCJA) による仲裁

カメルーンは OHADA に加盟しており、同機構 CCJA の仲裁手続きを利用できる。

12.2. 投資紛争解決国際センター (ICSID)

ICSID は、締約国と他の締約国の国民との間に生じた投資紛争を解決するための調停・仲裁手続きを提供する国際機関である。

カメルーンは 1967 年からこの機関に加盟しており、従って、ICSID 条約の対象となる外国投資は手続きによる保護を受けることができる。

12.3. カメルーンの仲裁機関

- 仲裁・斡旋常設センター (CPAM)
- カメルーン経営者団体 (GICAM) 仲裁センター

XIII. カメルーンの税制

13.1. 一般法に基づく課税制度

13.1.1. 法人税

13.1.1.1. 課税対象企業

会社その他の法人が実現したすべての利益または所得に対して適用される税。法人税の課税対象となるのは主に次の法人である。

- 株式会社 (SA) (一人株式会社を含む)
- 簡易株式会社 (SAS) (一人簡易株式会社を含む)
- 有限会社 (SARL) (一人有限会社を含む)
- 事実上の会社
- 協同組合および協同組合連合会
- 公施設法人、財政的自律性を有する国家機関、営利的な事業または取引に従事するその他のあらゆる法人
- 商業、工業、手工芸または農業にかかわる事業または取引に従事する民事組合
- 一つまたは複数の資本会社を構成員に含む、または法人税の適用を選択した民事組合
- 人的会社について定められた条件に基づいて法人税の適用を選択した民事組合
- 法人税の適用を選択した人的会社

➤ 課税所得の種類

課税利益は、課税の基礎となる期間に企業が行った、営業中または営業終了時における何らかの資産の譲渡等を含む、あらゆる種類のすべての取引の結果に基づいて算定される純利益である。

なお、国際的な取り決めがある場合を除き、カメルーン (領海を含む) において営まれた事業または実現された取引において得られた利益のみが法人税の課税対象となる。

➤ 課税利益の算定

課税利益の算定にあたっては、次の条件を満たす費用を控除できる。

- 企業の直接的利益と関係する出費であること、または企業の通常の経営に関係していること
- 実際に要した費用であり、証拠による裏付けがあること
- 企業の純資産を減少させるものであること
- 計上された会計年度に帰属していること

通常その全額または一部を控除できる費用には次のものがある。

- 定率減価償却費
- 貸倒引当金および棚卸資産減価引当金 (税務調査では証拠資料の提示が必要)
- ビール醸造会社の場合には総生産量の0.5%までの損失分
- 従業員に支払った賃金 (現物給付を含む)
- 駐在員のためフランスに支払った退職年金保険料 (ただし、フランス以外の国外に支払う保険料については、基本給の15%を超えず、かつ納付が義務付けられているものでなければ控除できない)
- カメルーン人および外国人の従業員のために支払った健康保険料
- 資本の10%未満にあたる持ち分を有する役員から会社に貸与された動産の賃借料

- 社員または株主からの貸付の利息（ただし、その利率はTIAO¹に2ポイントを加えた率を超えてはならない）
- 本店費ならびに研究費、技術・財政・経理援助費²；
- 営業税

▶**優遇税制国（タックスヘイブン）との取引に係る費用の控除**

カメルーンに住所を有し、または拠点を置く自然人または法人によって計上された費用または報酬であって、タックスヘイブンとみなされる地域または国に住所を有し、または拠点を置く自然人または法人との取引に関するものは、その種類を問わず、カメルーンの法人税または個人所得税の算定にあたって控除することができない。

タックスヘイブンとみなされるのは、自然人や法人の所得にかかる税の税率がカメルーンで実施されている税率の3分の1に満たない国または地域や、国際金融機関が透明性の確保および租税目的の情報交換に関して非協力的であるとみなしている国または地域である。

ただし、営業に必要な物品や商品であって、その製造国において調達され、かつ関税を課されたものについての購入費用、および、これに関連するサービスの報酬は、控除することができる。

2012年度財政法によれば、次の国および地域がタックスヘイブンとみなされている。

- アンドラ
- アンギラ島
- アンティグア・バーブーダ
- ベリーズ
- バミューダ諸島
- ブルネイ
- コスタリカ
- ドミニカ
- グアテマラ
- グレナダ
- マーシャル諸島
- クック諸島
- モントセラト
- ナウル
- ニウエ
- パナマ
- フィリピン
- セントクリストファー・ネイヴィス
- セントルシア
- セントビンセントおよびグレナディーン諸島
- バヌアツ

¹ 中央銀行入札金利（2013年7月時点の名目年率が4%）

² 国外に支払われた費用については、費用控除前の課税利益の5%を限度とする。この限度は、土木企業の場合には売上高の2.5%、コンサルタントの場合には売上高の7.5%となる。

▶ 親会社・子会社制度

親会社・子会社制度の適用は、以下の条件を満たす場合に限り認められる。

- 親会社の有する記名式株式または持ち分が子会社の資本の25%以上にあたる場合
- 親会社および子会社がCEMAC加盟国に本店を有する場合
- 出資する会社が発行時に割当てを受けた株式または持ち分をそのまま自己名義で登録し続けている場合、または、発行時に引き受けたものでないときは、少なくとも連続2年間は記名式で保有し続ける旨の誓約をしている場合

以上の条件を満たす場合には、親会社が当期中に子会社から受け取った株式または持ち分の配当金は、費用・経費の分として10%を差し引いた上、親会社の純利益から控除できる。銀行や金融機関、有価証券の投資・運用を行う会社、また、動産資本所得税（IRCM）が免除される定期金や金利その他の収入は、この制度の対象とならない。

▶ 欠損金の繰越

税務上の欠損金は、4会計年度を限度として繰り越すことができる。

欠損金計上年度における据置減価償却費は、その設定から10年度を限度として繰り延べることができる。

13.1.2. 課税方式

カメルーンには次の3種類の課税方式が存在する。

- 均一課税方式：林業経営者、国家公務員、自由業者を除く、年間売上高が1,000万CFAフラン未満の自営業者が対象
- 簡易課税方式：旅客運送業者および賭博・遊技業者を除く、年間売上高が1,000万 CFAフラン以上5,000万 CFAフラン未満の自営業者および法人が対象
- 実績課税方式：税抜年間売上高が5,000万 CFAフラン以上の自営業者および法人が対象

13.1.3. 源泉徴収

源泉徴収が認められた公企業および私企業のリストが毎年作成される。源泉徴収される税には次のものがある。

▶ 所得税

- 公共部門および民間部門の被用者の賃金所得にかかる個人所得税
- 動産資本所得にかかる個人所得税
- 総不動産所得（15%）：例えば建築、非建築を問わず不動産の賃貸収入、自然人が有償または無償で取得した建築、非建築を問わず建築不動産によって得たキャピタルゲイン、法人税の適用を選択しなかった不動産民事組合の構成員の配当金
- 最低賦課額の率は2.2%
- 仕入源泉税率は場合により3%または5%
- カメルーンに住所を有する自然人または法人に支払われる、サービス（臨時であるか否かは問わない）に対する謝礼、手数料、料金、報酬（5.5%）

事前納付金および源泉税は、会計年度末に納付する税額から控除される。

▶付加価値税 (VAT)

❖ 法人税の計算および納付

● 税率

法人税の税率は、売上高が30億を超える企業については30%、それ以外の企業については28%である。これに市町村付加税 (CAC) が10%加算されるため、実際の税率は前者については33%、後者については30.8%となる。

● 最低賦課額

法人税の額には、売上高に対する割合で示される一定の下限 (月次最低賦課額) が設けられている。最低賦課額の率は2.2% (CAC込み) である。課税標準は、その会社の事業に直接関係する取引によって実現された税抜総売上高である。最低賦課額は、会計年度末に納付する、利益にかかる税額から控除される。

いわゆる「利益統制部門」 (製粉業、特定の生活必需品の流通業、石油製品の流通業) に属する企業については、最低賦課額とは異なる月次事前納付金が設定されている。その率は、実現された粗利益の14%である。

● 法人税の納付

一会計年度の法人税は次のような方法で納付する。

- 前月に実現された売上高の2.2% (CAC込み) または粗利益の14% (これにCAC分の10%を加算する) に相当する月次事前納付金を翌月15日までに納付する。
- 残りの税額 (月次事前納付金、源泉税その他の天引き額を控除した後の当期利益にかかる税額) を会計年度終了後、翌年3月15日までに一括納付する。

滞納した場合、10%の延滞税に加えて、遅延1カ月あたり1.5%の加算税が課せられる。

公認経営指導センター (Centre de gestion agréée, CGA) に加入する企業は、税務上の利益について50%の控除が受けられる。

❖ 個人所得税 (IRPP)

● 賃金所得

● 課税所得

報酬を伴う活動がカメルーンで行われている場合、その給与、賃金、手当を含むすべての所得

● 課税標準

課税標準の算定にあたっては、当人に支給される給与、手当、賃金、ならびに現物または金銭による給付の総額を考慮する。現物給付の額は、課税賃金総額に次の割合を乗じて推計する。

- | | |
|---------------|-----|
| ● 住宅 | 15% |
| ● 電気 | 4% |
| ● 水道 | 2% |
| ● 使用人 (1人あたり) | 5% |
| ● 車両 (1台あたり) | 10% |
| ● 食事 | 10% |

税額の計算

IRPPは、賃金所得の種類を問わず、100 CFAフランの位を切り捨てた**所得総額**に次の割合を乗じて計算する。

- 0～200万 CFAフラン	10%
- 201万～300万 CFAフラン	15%
- 301万～500万 CFAフラン	25%
- 500万 CFAフラン～	35%

賃金に課される賦課金

- **住宅整備基金への拠出金**：国民による住宅整備基金への拠出金である。被用者が賃金の1%、雇用主が賃金の1.5%を毎月納付する。
- **雇用創出基金への拠出金**：国民による雇用創出基金（FNE）への拠出金である。住宅整備基金と同様、賃金に対して課されるもので、雇用主がその1%を毎月納付する。
- **地域開発税**：地域開発税と呼ばれるこの市町村税は、公共の照明、下水道、家庭ごみの収集、救急車の運行、給水、電化等、住民を対象とした基礎的なサービスの提供のため徴収されるものである。税額は被用者であるか均一課税方式対象者であるかにより異なり、年3,000 CFAフランから9万 CFAフランまでとなっている。
- **オーディオビジュアル税**：あらゆる業種のすべての被用者ならびに営業税の納税義務者に課される。税額は0～1万3,000 CFAフランである。

13.2. 自営業者および自由業者の所得

13.2.1. 手工芸・商業・工業利益（BIC）

手工芸、商業、工業にかかわる職業を営む自然人、遊技業を営む者、鉱業権者、採掘元請・下請業者、ならびに不動産業者が実現した利益には税が課される。

13.2.2. 農業利益（BA）

農業を営む自然人が実現した利益には税が課される。例えば小作人、分益小作人、地代現物納の小作人、あるいは農場主が実現した所得がこれに該当する。

13.2.3. 非商業利益（BNC）

自由業者の利益や、商人資格を有さない終身の公職従事者の利益、スポーツ選手・芸術家の非給与所得のほか、他のいかなる利益・所得区分にも含まれない取引、営利事業または利益源に由来する利益をいう。

13.2.4. 課税標準

以上の所得区分（BIC、BA、BNC）については、会計年度中の営業に必要な経費を収入から控除した実現利益が課税標準となる。

すなわち、課税利益は、法人税と同様の方法で算定される。

13.3. 動産資本所得

動産資本として課税される所得には次のものがある。

- 株式・持ち分の配当金およびそれに準ずる所得
- 債券所得
- 債権、預り金および保証金、交互計算勘定による所得
- 株式、債券、その他の持ち分の譲渡益
- 役員が個人的な目的のために引き出した額
- 正当化されない現物給付
- 監査後に分配されたと考えられる所得（利益が発生していない場合を含む）
- 過度な支出
- OHADA非加盟国企業の支店の利益であって、各年度の分配とみなせるもの

動産資本所得には、所得を得た者の税務上の住所を問わず、一律15%の税率が適用される。この税率にはCAC分の10%が加算されるため、実際の税率は16.5%となる。ただし、フランスで支払われた所得については、フランス・カメルーン間の租税条約により15%に据え置かれる。

13.4. 不動産所得

次の所得は、工業、商業もしくは手工芸にかかわる事業、農業経営、または非商業的な職業による利益に含まれない場合には、不動産所得の区分に含める。

- カメルーンに所在する建築、非建築を問わず不動産の賃貸に由来する所得
- 自然人が有償または無償で取得した建築、非建築を問わず不動産によって得たキャピタルゲイン
- 法人税の適用を選択しなかった不動産民事組合の構成員の配当金

課税対象の純所得は、実際に得た総所得と、控除が認められる不動産経費の総額との差額となる。また、純所得の算定にあたって控除が認められる不動産経費は、一括的に総所得の30%に定められている。ただし、実際にかかった費用を証明するものがある場合はこの限りではない。

13.5. 事業の停止

事業を譲渡または停止した場合には、納付義務のある税を速やかに納付する必要がある。納税義務者は、事業の譲渡または停止から30日以内に課税所得の申告を行わなければならない。申告の際には、事業の譲渡または停止が効力を生ずる日のほか、譲受人の氏名、商号および住所を明らかにする。

納税義務者の義務、課税の手続きおよび罰則に関するすべての規定は、停止、譲渡または死亡の場合にも適用される。

いずれの場合も、申告と併せて納税も行わなければならない。

13.6. カメルーンからの出国

カメルーンから出国するには、出国日まで得た所得の申告を事前に行っていなければならない。申告は、パスポートまたは出国ビザを申請する30日以上前に行う必要がある。申告すると原則的に即時納付が求められる。

パスポートまたは出国ビザは、納税義務者の居住地を管轄する税務署の発行した出国許可証の提示がなければ発給されない。

この規定に違反してパスポートまたは旅券ビザが発給されたことにより徴税が遅れたり妨げられたりした場合には、発給者は当該税の支払いについて納税義務者と連帯責任を負うほか、職務怠慢により懲戒処分を受ける。

ただし、カメルーン国籍の賃金労働者が国外に短期間渡航する場合には、上記出国許可証の取得は求められない。

XIV. 付加価値税 (VAT)

14.1. 課税対象者

公共団体および公法上の機関を含む自然人または法人であって、課税対象取引を有償で、常時または随時に、かつ独立的に行っているものにはVATが課される。

14.1.1. 課税対象取引

次の取引にはVATが課される。

- 物品の引渡し
- サービスの提供および不動産工事
- 輸入
- 資産の譲渡（関税法典第241条に定める免税対象品目一覧に含まれるものを除く）
- 事業として行う中古品の販売
- 不動産業者が行うあらゆる種類の不動産取引
- 輸入または国内で生産された石油製品の販売
- フリーゾーン制度の認可企業が行う取引
- 賭博・遊技事業
- 退職年金や医療・生命・死亡保険以外の保険料
- 電子商取引プラットフォームを介しての外国との商取引

14.1.2. 免税

本来課税対象となるはずの取引のうち、免税扱いとなるものが租税一般法典に明示的に定められている（ただし対象はかなり限定されている）。該当するのは次の取引である。

- 国際輸送に関係する特定の取引：公海で商工業活動に用いられる船舶、その保守または燃料補給に用いられる航空機または船舶
- 畜産物・水産物のため生産者が使用する投入物（ただし生産物自体が免税であることが条件。これは最終生産物が免税であるのに投入物は課税対象であるといった不整合を避けるためである）
- 新聞・定期刊行物の組版、輸入および販売（広告収入を除く）
- 特定の生活必需品、必須医薬品、教科書
- 授業料および寮費（一定の条件あり）
- 家庭で消費する水道（月20立方メートルまで）や電気（月220kWhまで）などの社会的サービス
- 外国公館や外国機関の公務で用いられる物品・サービス（ただし相互主義と割当を考慮する）
- 採掘された鉱物性生産品の販売
- 外債の受取利子
- 太陽光・風力発電のための資機材

- 医療機関で行われる検診、診察、治療、入院、臨床検査、生物医学検査および補綴の提供
- 生命保険・医療保険契約
- 国内で行われる木材から半製品または完成品への加工作業、とりわけ製材、成型、組立て
- HIV/エイズの予防・治療に用いられる機材
- 医薬品、製薬用投入物、製薬用資機材
- 農業・畜産業・漁業用の専門機材の調達を希望する借主のために金融機関が行うファイナンス・リース取引
- 不動産取引を業として行っていない者による、あらゆる種類の不動産取引

14.1.3. 属地主義

納税者たる自然人の居住地または法人の本店がカメルーン国外にある場合でも、取引がカメルーン国内で行われれば、VATが課される。

14.1.4. 課税方法

実績課税方式の納税義務者に対してのみVATが課される。

14.1.4.1 税率

標準税率は17.5%（CAC込みでは19.25%）である。輸入時のVATにもCACがかかることに注意しなければならない。CEMAC加盟国から輸入される物品については、輸入時のVATの課税標準が軽減されている。

課税対象物品の輸出、ならびにフリーズンや工業免税特区（point franc industriel）との間に行われた取引にはVATが課されない。

納税義務者は、申告時、すなわち売上高を実現した月（サービス提供の場合は料金を回収した月）の翌月の15日までに、上流のVATを控除したVAT額を税務署に直接かつ自主的に納付する。

14.1.4.2 控除

実績課税方式の登録納税義務者については、課税対象取引の価格に適用されるVATから当該取引の上流で課されたVATを控除することができる。

課税対象取引の価格を構成する要素に課されたVATは、当該取引の行われた月に控除することができる。

14.1.5. 物品税

1998年7月1日の法律第98/009号附表IIに定める物品については、従量制もしくは従価制の物品税が設けられている。対象となるのは主にタバコ、特定の飲料品、化粧品のほか、宝石・貴石などの奢侈品である。

課税対象者、課税対象取引、免税および属地主義に関するVATの規則が物品税にも適用される。

14.1.5.1 税率

税率は次のとおりである。

- 標準税率：25%
- 軽減税率：12.5%
- 超軽減税率：2%

この税率は、国内で生産された財・サービス、輸入された財の双方に適用される。標準税率に付加されるCACは、国内の財・サービスのほか、輸入された財に適用される。

14.1.5.2. 課税の要件事実

課税の要件事実が満たされるのは次の場合である。

- 販売および交換については、生産者、流通業者または卸売業者により財・商品の引渡しが行われたとき
- 輸入については、消費がなされたとき

14.1.5.3. 課税標準

輸入の場合には、CEMACの関税法典の第23条から第48条までに定める課税対象価額に関税額を加えて課税標準を算定する。

CEMAC加盟国からの財・商品の輸入の場合は、出荷運送費を除く工場渡し価格を課税標準とする。財の引渡しの場合には、引渡しの対価として受け取った、もしくは受け取る予定の報酬、財、サービスの総額が課税標準となる。

14.1.6 特別所得税 (TSR)

国際租税条約に別段の定めがある場合を除き、カメルーン国外に住所を有する自然人または法人が、カメルーンに所在する企業や事業所、カメルーンの政府や地方自治体から得た所得には、一律 15%の特別所得税 (TSR) が適用される。例えば次のような報酬に TSR が課される。

- 文学作品または芸術作品（表現の様式、価値、ジャンル、目的は問わない）の著作権による報酬
- 企業の経営または機能に関するコンピューター用のアプリケーションまたはプログラムであると解されるソフトウェアの使用または使用許諾の対価として支払われた報酬
- 特許、商標、秘伝・秘法の使用ライセンスの販売または賃貸による報酬
- 劇場用映画、テレビ番組、テレビ映画の賃貸または使用権による報酬
- 工業的、商業的もしくは科学的な実験に関する情報の提供または工業的、商業的もしくは科学的な機材の賃貸による報酬
- 調査、指導、技術・財政・経理上の援助による報酬
- 石油会社のために掘削、探査または援助を行う企業、一般には一時的なサービス（その種類を問わない）の提供を行う企業に支払われる報酬（当該企業が申告に基づく納税を選択しない場合）
- デジタルコンテンツ配信サービスによる報酬
- 一般には、カメルーンにおいて提供または利用されるあらゆる種類のサービスの対価として国外に支払われる報酬

上記のロイヤルティーその他報酬の総額が課税標準となる。総額とは、TSR を差し引く前のあらゆる種類の報酬をいう。

14.1.7. 不動産税

不動産税は、建築、非建築を問わずカメルーンに所在する不動産に対して毎年課されるものである。次の者に帰属する不動産については、不動産税が免除される。

- 国、地方自治体のほか、商工業分野以外の公施設法人
- 公立・私立の医療機関および教育機関
- 公益宣言を受けた宗教団体、文化団体または人道団体（非営利目的で用いられる不動産が対象）
- 工業、農業、畜産業または漁業を営む企業（工場、納屋、倉庫として用いる建物が対象。事務所用の建物は除く）

- カメルーンとの間に本部協定を締結している国際機関
- 外国公館（ただし相互主義を考慮する）
- 専ら農業、畜産業または漁業に用いられる土地も免税となる。

不動産税の税率は、所有者の申告した土地・建物の資産価値の0.1%と定められている。

14.1.8. 登記税

登記税は、契約（雇用契約を除く）および私署契約に基づく取引に課される税であり、定額のもの、比例税率によるもの、累進税率によるもの、逆進税率によるものがある。

代表的な例とその税率・税額を下に掲げる。

- 都市不動産商事賃貸借契約：年間賃料の10%
- 都市不動産居住賃貸借契約：定められた賃料の総額の5%（租税一般法典第341条および第543条）
- 自動車の売買：売買価格の5%
- 契約金額が500万フランを下回る公共調達：7%
- 契約金額が500万フランから5,000万フランまでの公共調達：契約金額の5%
- 契約金額が5,000万フラン以上の公共調達：3%
- 不動産の取引：取引金額の15%
- 更地の取引：取引金額の5%
- 有価証券の取引：取引金額の2%
- 夫婦財産契約：1%
- 税務調査時に税務当局に送付する回答：2万5,000フラン
- 持ち寄り財産なしの夫婦財産契約：2万フラン
- 増資：2010会計年度カメルーン共和国財政法に関する2010年12月15日の法律第2009/018号に基づき、租税一般法典第546条b項では、会社の設立、存続期間の延長および増資に係る登記は無料と定めている。
- 死因譲渡：累進税（2～10%）
- 遺言：1万2,000フランの定額税
- 持ち分または株式の譲渡：15%

14.1.9. 営業税

営業税は、毎年納付する市町村税である。この税は、カメルーンにおいて、商工業や、租税一般法典に限定列挙された免除対象に含まれない職業を営む自然人または法人に対して、その国籍を問わず適用される。納付額は、終了した直近の会計年度の売上高に次に掲げる税率を乗じて算定する。

- 大企業については売上高の0.159%（納付額の下限は500万CFAフラン、上限は25億CFAフラン）
- 中企業については売上高の0.283%（納付額の下限は14万1,500CFAフラン、上限は450万CFAフラン）
- 小企業については売上高の0.494%（納付額の下限は5万CFAフラン、上限は14万CFAフラン）

営業税の額には、営業税本体のほかに、地域開発税、商工会議所のための付加税、オーディオビジュアル税が含まれる。納付額は、売上見込高（新規事業の場合）または前会計年度に実現された売上高に基づいて算定する。営業税には7段階の等級が存在しており、等級に応じて税率が0.4%

(年間売上額が500万以上、1,500万 CFAフラン未満の場合) から0.075% (年間売上額が20億 CFAフラン以上の場合) まで変化する。下の表にその区分を示す。

年間売上高 (CA)	等級	税率
20億 CFAフラン以上	1	0.075%~0.0875%
10億以上~20億 CFAフラン未満	2	0.0875%~0.0100%
5億以上~10億 CFAフラン未満	3	0.100%~0.108%
3億以上~5億 CFAフラン未満	4	0.108%~0.116%
1億以上 ~3億 CFAフラン未満	5	0.133%~0.150%
1,500万以上~1億 CFAフラン未満	6	0.158%~0.16%
500万以上~1,500万 CFAフラン未満	7	0.283%~0.400%

▶カメルーンにおける営業税の納付期限

営業税は年次税であり、毎年 **2月28日** までに納付しなければならない。

なお、租税一般法典では、新設された企業は 1 年間免税と定めている。営業税の納付額は、各企業の前年度の売上高に基づいて算定される。

▶カメルーンにおける営業税の免除

営業税は免除される場合がある。次の者については、営業税が課されない。

- 賃金労働者 (賃労働についてのみ)
- 特定の非商業的活動 (画家、作曲家など)
- 国のほか、文化・教育・医療・福祉・スポーツ・観光関連の機関 (売上高に対する課税のいかんは問わない)
- 特定の農民層 (耕作者、畜産農家、農場主など)
- その他の免除対象者 (探検家、パイロット、猟師など)

14.1.9.1. 営業税に関する罰則

期限内に営業税を納付しなかった納税義務者は、遅延 1 カ月につき 10%の罰金が科せられる (上限 30%)。

14.1.10. 飲料取扱免許税

アルコール飲料または非アルコール飲料の卸売業もしくは小売業 (保持する資格は問わない) または製造業に従事することを許可された自然人または法人は、飲料取扱免許税を納付しなければならない。

ミネラルウォーターや炭酸水 (非アルコール系の成分による香り付けの有無は問わない) の販売、および発酵させていない生果汁の販売は、課税対象飲料を取り扱う施設とは別の施設で行われる場合は、飲料取扱免許税の対象にはならない。

課税対象飲料の輸入者、製造者および小売人は、飲料取扱免許税を納付しなければならない。飲料取扱免許税は、各人が毎年納付する。税額は次のように定められている。

活動の種類		免許税が課される活動	均一課税方式の対象となる活動
免許の等級	基礎要素	営業税	均一課税額
1 級	非アルコール飲料	営業税の 2 倍	均一課税額と同額
2 級	アルコール飲料	営業税の 4 倍	均一課税額の 2 倍

XV. 一般法に基づく優遇税制

15.1. 再投資優遇税制

カメルーンに再投資する自然人または法人は、一定の条件の下に法人税または個人所得税の減税が受けられる。中古機材の調達や既存の建物の購入は減税の対象とならない。

再投資額は、2,500万 CFAフランを下回ってはならない。

15.2. 証券取引優遇税制

株式をカメルーン証券取引所（DSX）に上場している企業は、証券取引優遇税制を受けられる。次のような優遇措置が設けられている。

- 資本の20%以上にあたる増資を行う場合には3年間にわたって20%の減税
- 資本の20%以上にあたる株式の譲渡を行う場合には3年間にわたって25%の減税
- 資本の20%未満にあたる増資または譲渡を行う場合には、その承認日から3年間にわたって28%の減税
- 債券を発行した年から3年間にわたって30%の法人税減税
- 上場有価証券の譲渡に関する協定や契約の際の登記税の免除
- 国債および地方債の利息ならびに自然人または法人がカメルーンの有価証券市場で実現した純キャピタルゲインに対する法人税、IRCM、その他同種の課税の免除
- 有価証券に対する税率10%の課税

15.3. 公認経営指導センター加入優遇税制

公認経営指導センターは、加入者に対し、経営に関する支援や納税に関する指導を行う施設である。経営指導センターに加入できるのは、税抜年間売上高が1億 CFAフラン以下の自然人または法人である。

15.3.1. 優遇措置

公認経営指導センターの加入者は、申告した税務上の利益について50%の控除が受けられる。

XVI. 特別税制

16.1. 鉱業法典

鉱業法典は、鉱業部門における採掘事業および投資を促進するために制定された法典である。この部門において営業資格・免許を有する事業者は、次の優遇措置を受けられる。

- 業務用機材設備の一時輸入許可
- 資材・スペアパーツに課される関税の免除
- 設備に必要とされる潤滑油に課される各種の税や関税の全面的な免除
- 採掘事業の登記税の免除
- 営業税の免除
- 会社の設立、存続期間の延長、増資の登記税の1年間にわたる分納
- 法人税、IRCM、手工芸・商業・工業利益税、TSR、TVAの免除

16.2. ガス法典

天然ガスの貯蔵、配送、加工、輸送、輸入、輸出、販売などの活動に従事する下流のガス部門が対象となる。この部門において営業資格・免許を有する事業者は、次の優遇措置を受けられる。

- 外貨口座の開設（ただし、為替規制に関する CEMAC 規則に定められた条件を満たすことが条件）
- 保険契約およびコンセッション契約の登記税の免除
- 通常は当初の 3 会計年度にわたって計上する減価償却費を、次の 5 会計年度に繰り延べして課税所得から控除することの承認
- 輸入する機材に課される各種の税や関税の免除

16.3. 石油法典

石油法典は、石油部門における採掘事業および投資を促進するために制定された法典である（石油上流部門が対象）。この部門において営業資格・免許を有する事業者は、次の優遇措置を受けられる。

- 輸出時にかかる各種の税の免除
- VAT の免除
- 石油事業に直接関係する融資、保証契約その他の契約の登記税の免除
- TSR による納税の選択
- TVA および情報処理手数料を含む輸入時にかかる各種の税の免除
- 特定の機材に課される関税について 5% の優遇税率の適用

XVII. 林業税制

- **伐採税**：施業許可（その種類は問わない）に基づいて伐倒された丸太の FOB 価格に基づいて算定する。税率は 2.50% である。
- **森林年間使用料**：施業許可を受けた面積に課されるもので、最低価格と提案価格から構成される。最低価格は、丸太販売の場合は 1 ヘクタールにつき 2,500 CFA フラン、コンセッションの場合は 1 ヘクタールにつき 1,000 CFA フランである。
- **輸出付加税**：次のとおり特定の樹種または丸太に課されるもの。
 - オベチェ：1 立方メートルあたり 5,000 CFA フラン
 - オベチェ以外の 1 級推奨樹種：1 立方メートルあたり 4,000 CFA フラン
 - 2 級推奨樹種：1 立方メートルあたり 1,000 CFA フラン
- **工場入荷税**：工場に入荷する丸太に対して課される税である。工場入荷時に樹皮のついた状態で測定された各丸太の実際の材積に基づいて算定する。税率は FOB 価格の 2.25% に定められている。
- **権利譲渡税**：1 ヘクタールあたり 100 CFA フランに定められている。
- 林産物の販売価格は次のとおり定められている。
 - 伐採許可に基づく丸太の価格は樹種別の FOB 価格に基づいて定められる。
 - 棒材の価格は次のとおり定められている。

- 10 立方センチ未満	1 本につき 10 CFA フラン
- 10~20 立方センチ	1 本につき 30 CFA フラン
- 20 立方センチ超	1 本につき 50 CFA フラン

- 建築材（柱材）の価格は次のとおり定められている。
 - 30立方センチ未満 2,000 CFAフラン
 - 30～40立方センチ 3,000 CFAフラン
 - 40～50立方センチ 4,000 CFAフラン
 - 50立方センチ超 5,000 CFAフラン

- 薪炭材の価格は次のとおり定められている。
 - 1立方メートルあたり 65 CFAフラン
 - 公営の場合、1立方メートルあたり 650 CFAフラン

- 二次林産物および特別な樹種の価格は、1キログラムあたり10 CFAフランに定められている。
- 流木丸太の価格は、各樹種のFOB価格に基づいて定められる。

XVIII. 投資優遇措置

18.1. 民間投資の優遇に関する法律による措置

2013年4月18日付法律第2013/004号は、カメルーン共和国において民間投資を喚起し、国内生産の増大を図るため、カメルーン国籍であるか否か、カメルーンに居住しているか否かを問わず、事業を行い、あるいはカメルーン企業に資本参加する自然人および法人に適用される民間投資優遇措置を定めている。

この法律の目的は、力強く、持続可能で、公平な経済成長および雇用の促進に資する活動を推進するため、生産的な投資を奨励・振興・誘致することである。

18.1.1. 適格要件

措置を受けるには以下の要件を満たす必要がある。

- 操業段階において、投資額 500～2,500 万 CFA フランごと（数字は事業規模および業種により異なる）に、少なくとも 1 人のカメルーン人を雇用すること
- 税抜売上高の 10～25%に相当する額の輸出を行うこと
- 投入額の 10～25%に相当する金額をカメルーン国内の天然資源を利用すること
- 税抜売上高の 10～30%に相当する付加価値を創出すること

18.1.2. 対象となる業種

あらゆる業種が対象となるが、主な業種として以下が挙げられる。

- 完成品または半完成品の製造に必要な材料の加工
- 一定の条件の下に行われる鉱物資源の採掘および加工
- 同じく一定の条件の下に行われる炭化水素の加工
- 木材の加工を伴う森林施業
- 農業生産およびアグリビジネス
- 既製服製造
- 畜産業
- 商業漁業および零細漁業

- 農産物、畜産物、水産物の加工
- 国内食料品の貯蔵・保存
- 建築または土木工事に必要な資材の製造
- 建築および土木工事
- スペアパーツの製造に軸足を置いた産業設備の保守
- 船舶の修理
- 科学技術研究およびデータ管理
- 医療機関および製薬研究機関
- 工場で使用または生産される原材料、完成品、半完成品の試験・分析・検査機関
- 現行法令に基づく格付けの対象となる宿泊施設
- 観光の振興に寄与する外食・レジャー施設
- 統合型リゾートに組み込まれた上記施設
- 観光当局が観光地として承認した地区に立地する上記施設
- 現行法令に基づく認可の対象となる旅行代理店

18.1.3. 受けられる優遇税制

次のとおりさまざまな優遇税制が受けられる。

- 登記税の免除
- 移転登録税の免除
- 総投資額に基づいて決定される、投資額に比例した技術援助費の控除
- コンセッション契約の登記税の免除
- VAT の免除
- プロジェクトに関連する設備・機材の輸入に課される VAT の免除
- 通関手続きの際の機材・設備の直接引き取り
- 最低一括税 (IMF) や法人税の減免
- 配当金に課される IRCM の減免
- 不動産税の免除
- 関税の免除

18.1.4. 認可手続き

企業が上記の優遇措置を受けるには、ワンストップセンターで認可を受けなければならない。申請書の作成については施行規則で定めるものとされているが、カメルーン共和国における民間投資の優遇について定める 2013 年 4 月 18 日の法律第 2013/004 号の施行デクレは、今のところ制定されていない。ただし、認可書には次の事項が記載されなければならないとされている。

- 商号
- 会社の目的、事業内容、所在地、投資計画の実施期間と波及効果
- 認可した制度の適用開始日と適用期間（設立段階に関するものと操業段階に関するものを分ける）
- 認可した者に認められる優遇措置
- 国に対する誓約事項のほか、必要に応じてその他の個別義務、また、認可を受けた設備・機材・原材料の一覧
- 投資プロジェクトの目的
- その会社に適用される検査の方法・条件（投資計画、投資額、従業員数、賃金、生産量、輸出量、プロジェクト工程表などに関する）
- 誓約事項に違反した場合の罰則

XIX. 租税条約

19.1. CEMAC域外

- フランスとカメルーンとの間に 1976 年に締結された租税条約：二重課税を回避し、所得税、相続税、登記税および印紙税に関する相互的な援助の原則を定めることを目的とするもの。
- カナダとカメルーンとの間に 1982 年に締結された租税条約：二重課税を回避し、所得税の脱税を防止することを目的とするもの。
- スイスとカメルーンとの間に 1990 年に締結された租税条約：航空輸送事業による所得への二重課税を回避することを目的とするもの。
- チュニジアとカメルーンとの間に 1999 年に締結された租税条約：所得税の二重課税を回避するためのもの。
- OECD の税務行政執行共助条約：脱税防止のための情報交換を目的とするもの。

19.2. CEMAC域内

CEMAC 諸国間に 1966 年に締結された租税条約は二重課税を回避することを目的としている。この目的を果たすため、次のとおり域内法制度の調和化に向けたさまざまな指令が公布されている。

▶IRPP に関する 2004 年 7 月 30 日の指令

この指令により、域内のすべての国に個人所得税に関する共通の課税制度が導入された。ただし、この課税制度は運用が煩瑣な場合があり、例えば一人の人間が域内の複数の国で事業を営んでいるような場合には、その全部の国で課税を行う必要がある。

▶法人税に関する指令とその改正指令

この指令により、控除費用および課税品目の定義、CEMAC 諸国の国内法に定められた特定の支出（技術援助等）に係る控除制限の撤廃、法人税についての 25～40%の税率区分の導入、移転価格に関する規則の導入、親会社・子会社制度の導入などを通じて、域内のすべての国における法人税の課税ルールが調和化された。

▶VAT および物品税に関する指令第 1-99 号とその改正指令

以下の表に、当該条約に基づいてさまざまな品目に適用される優遇措置をまとめた。

● CEMAC 諸国におけるロイヤルティーへの課税

	国内法	CEMAC 規則の適用	国内法による源泉徴収率	条約に基づく源泉徴収率
カメルーン	CEMAC 域外へ支払われた金額については控除不可であり分配された利益とみなされる。	控除可	15%	0%
コンゴ共和国	同上	控除可	20%	0%
中央アフリカ	同上	控除可	0%	0%
ガボン	同上	控除可	10%	0%
赤道ギニア	同上	控除可	12%	0%
チャド	赤字の場合分配された利益とみなされる。	控除可	25%	0%

• CEMAC 諸国における技術援助への課税

	国内法による控除の 上限	CEMAC 規則	国内法による 源泉徴収率	条約に基づく 源泉徴収率
カメルーン	基本 10%だが、土木 企業については売上高 の 5%	全額控除	15%	0%
コンゴ共和国	課税利益の 20% だ が、建築・土木等の部 門については年間売上 高の 2%	全額控除	20%	0%
中央アフリカ	課税利益の 10%	全額控除	0%	0%
ガボン	支払われた金額の内訳 を示す必要あり	全額控除	10%	0%
赤道ギニア	課税利益の 10%	全額控除	12%	0%
チャド	課税利益の 10%	全額控除	0%	0%

• CEMAC 加盟国における利息への課税

	国内法に基づく 控除の可否	CEMAC 規則	国内法による 源泉徴収率	条約に基づく 源泉徴収率
カメルーン	税務上の利益の 10%までに制限 されているが、 実際にはこの上 限は適用されて いない。	全額控除	16.5%	0%
コンゴ共和国	控除可	N/A	20%	0%
中央アフリカ	控除可	N/A	15%	0%
ガボン	控除可	N/A	10%	0%
赤道ギニア	控除可	N/A	40%	0%
チャド	控除可	N/A	20%	0%

• CEMAC 加盟国における配当金への課税

	国内法による税率	条約に基づく源 泉徴収率	子会社利益から の分配に係る税	条約に基づく利 益分配税の撤廃
カメルーン	16.5%	16.5%	16.5%	なし
コンゴ共和国	20%	20%	なし	N/A
中央アフリカ	15%	15%	なし	N/A
ガボン	20%	20%	20%	なし
赤道ギニア	40%	40%	40%	なし
チャド	20%	20%	20%	なし

配当金の再分配の際に源泉徴収額を控除することにより二重課税を排除。

XX. カメルーンの開税制度

20.1 カメルーンの開税組織

開税の組織は、開税事務所と警備隊で構成される。

20.1.1. 開税事務所

開税手続きの実施を担っており、次の任務を遂行する。

- 輸出入申告書の受理および審査
- 課税額の決定
- 不正および規則違反の監視
- 課税停止制度および経済的開税制度の管理

20.1.2. 開税警備隊

国境の監視および現場での開税業務を担当する。また、実働部隊とも呼ばれており、所定の持ち場において警察任務も遂行する。

20.1.2.1. 輸入制度

原則的に、あらゆる自然人および法人がカメルーン国内に商品を輸入できる。

ただし、商品の種類によっては、輸入にあたり、認可やライセンスの取得、品質や梱包に関する規則の遵守、あるいは特別な手続きを要する場合がある。

開税業務に従事できるのは、フォワードラーのみとする。

▶ CEMAC 域内からの輸入

CEMAC 域内では財・サービスの自由な移動が原則であり、商品に対する開税その他の税の課税が免除される。

▶ CEMAC 域外からの輸入

自由な輸入が原則であるが、輸入時には次の税が課される。

- 開税：5～30%
- VAT：19.25%
- 情報処理手数料：0.45%（IT化された開税で輸入手続きを行う場合）
- 仕入源泉税：納税者カードの提示の有無に応じて1～5%
- 物品税 25%（対象商品のみ）
- 共同体統合税（TCI）：1%
- 動物検疫税（ISV）：3%
- 植物検疫税（TPS）：1トンにつき 50 CFA フラン

20.1.2.2. 輸出制度

カメルーンを原産とするか否かにかかわらず、開税法令を遵守する限り、自由に商品を輸出することができる。未加工品や、カメルーンの地表・地下から産出する産品（天然ゴム、カカオ、コーヒー、バナナ、綿など）には輸出税が一切課されない。その他の商品には、FOB 価格の 2% の輸出税が課される。

▶ 輸出入業者登録簿への登録

この登録簿は、カメルーンにおける財・製品・サービスの輸出入活動を監視するため商業省に備え付けられたものである。登録を申請するにあたっては、次の書類を用意する。

- 申請する会社のレターヘッドが入った用紙を用いて作成し、収入印紙を貼付し、代表者が押印、署名した申請書
- 営業許可書の原本と相違ないことが証明された写し
- RCCM 登記申告書の原本と相違ないことが証明された写し
- 納税者カードの原本と相違ないことが証明された写し
- カメルーン荷主全国評議会（CNCC）が発行する 1 万 CFA フランの年次分担金の領収書または CNCC を受取人とする同額の郵便為替払込受領書
- 対外貿易局（DCE）の徴収官が発行する初回登録手数料 1 万 5,000 CFA フランまたは更新手数料 1 万 CFA フランの領収書
- 輸出に関する宣誓申告書

申請者は、以上の書類をすべて揃えて商業省に提出しなければならない。上記の金額以外に追加の費用はかからない。

20.1.2.3. 課税停止制度

▶ 免税通過

免税通過とは、保税貨物を仕向地に向けて、または関税領域の所定の地点から輸送することをいう。

20.1.2.4. 保税倉庫制度

保税倉庫制度とは、本来課されるはずの関税その他の税や、禁止措置その他の経済・租税・関税上の措置の適用を停止したまま、一定の条件の下に貨物の保管を許すものである。

20.1.2.5. 通常の一時的輸入

通常の一時的輸入制度とは、関税領域内で加工や細工を受ける貨物について、課税を停止したまま、その輸入を許すものである。

20.1.2.6. 特別な一時的輸入

土木企業が一時的に輸入する機材について、課税を停止したまま、その輸入を許すものである。

20.1.2.7. 関税評価額

関税評価額は、貨物の分類³ および原産地⁴と並んで、関税規則の適用、とりわけこの評価額に基づいて実施する課税手続きの適用に不可欠な要素の一つである。

関税評価額とは、取引価格、すなわち貨物に対して現実に支払われた、または支払われるべき価格に、必要に応じて識別・定量可能な要素を加除した価格をいう。

³ 関税分類により、適用される税率が確定する。

⁴ 原産地により、通商協定に基づいて適用される制限措置を確認する。

また、輸出の場合に申告する価額は、カメルーンの開税領域から出る時点における貨物の価格（すなわち外国購入者が貨物の引渡しと引き換えに支払う価格の全額）に、必要に応じて国境までの運送費を加え、輸出税および内国税を除いた金額である。

20.1.3. 経済的通関制度

20.1.3.1. 再輸出加工免税措置（perfectionnement actif）

この通関制度は、国内で加工、細工または修理を受けた後に再輸出される特定の貨物について、輸入時の課税を停止したまま開税領域に受け入れることを許すものである。これには関税局長の許可を受ける必要がある。許可の際に実施条件も定められる。

20.1.3.2. 再輸入加工免税措置（perfectionnement passif）

これは、開税領域内で自由に流通する貨物を、国外での加工、細工または修理のため一時的に輸出する場合、再輸入時にかかる税の一部または全部を免除するという措置である。これには関税局長の許可を受ける必要がある。許可の際に実施条件も定められる。

20.1.3.3. 戻し税制度

これは、貨物を輸出する際に、その貨物それ自体、あるいは輸出するその貨物に含まれる製品、あるいは輸出するその貨物の製造過程において消費された製品に対して輸入時に課された税の全部または一部について払戻しが受けられるという制度である。対象品目の一覧は、中部アフリカ経済同盟（UEAC）閣僚理事会の決定により定められている。

20.1.3.4. 輸入加工減税制度

輸入加工減税制度は、消費向けの貨物を対象とするものである。輸入する貨物に対し、その消費の前に税関の管理下で加工または細工を施した場合、それによって得られた製品については、輸入時に適用する税額を、そのまま輸入されていた場合よりも軽減するという措置である。

20.2. カメルーンにおける輸出入業者認定手続き

輸出入業者の認定手続きは、(I) RCCM への登記、(II) 商人資格証の取得、(III) 輸出入業者証の取得（輸出入業者登録簿への登録）の三つの段階から構成される。

20.2.1. RCCMへの登記

a) 手続きの場所：その地域を管轄する第一審裁判所の書記課

b) 提出する書類：

自然人または自営業者の場合：

- 1,000 CFA フランの収入印紙を貼付した、その地域を管轄する第一審裁判所の主任書記官に宛てた手書きの申請書
- 出生証書の写し
- 前科簿の抄本またはその代わりとなる書類

カメルーン国民ではない場合には、次の書類も提出しなければならない。

- 自国の管轄当局が作成した前科簿の抄本
- 居住証明書（収入印紙代：1,000 CFA フラン、用紙代：100 CFA フラン）

- 主たる事業所の所有権証書または賃貸借契約書の写し（必要に応じて他の事業所の分も）（収入印紙代：1,000CFA フラン）
- 営業財産の取得証書または賃貸借契約書の写し
- 国民身分証明書の写し

既婚者の場合には次のものも提出しなければならない。

- 婚姻証書の写し
- 夫の許可証（費用：認証手続きを行う役所ごとに異なる）

法人または企業の場合：

- 1,000 CFA フランの収入印紙を貼付した、その地域を管轄する第一審裁判所の主任書記官に宛てた手書きの申請書
- 定款の原本と相違ないことが証明された写し 2 部（1,000 CFA フラン x 2 x 頁数）のほか、合法的かつ適式に会社を設立した旨の届出書 2 部、または公正証書として作成された出資引受・払込申告書 2 部
- 業務執行者、取締役、直接無限責任を負う社員や会社の名において契約を締結する権限のある社員の名簿の原本と相違ないことが証明された写し 2 部
- 上に掲げる者の前科簿の抄本 2 部、またはその代わりとなる書類 2 部

カメルーン国民ではない場合には、自国の管轄当局が作成した前科簿の抄本も提出しなければならない。

20.2.2. 商人資格証の取得

a) 手続きの場所：商人資格証は、商業省の DCE で取得する（住所：Rez-de-Chaussée de l'immeuble Rose, Yaoundé）。

b) 提出する書類：

自然人の場合：

- 地区税務署で入手し記入した所定の様式
- 国民身分証明書の原本と相違ないことが証明された写し
- RCCM への登記を証明するもの

法人の場合：

- 税務局長を受取人とする 1,500 CFA フランの為替
- 地区税務署が事前に作成した所在地周辺図（所在地証明書および所在地報告書）
- 地区税務署から受け取った商人営業許可書の写し

20.2.3. 輸出入業者登録簿への登録

手続きの場所：輸出入業者登録簿への登録は、商業省の DCE で行う（住所：Rez-de-Chaussée de l'immeuble Rose, Yaoundé）。

提出する書類：

- 1,000 CFA フランの支払いと引き換えに DCE で受け取る記入用紙
- 500 CFA フランの収入印紙を貼付した手書きの申請書
- RCCM の原本と相違ないことが証明された写し
- RCCM の写しの提示と引き換えに地区税務署で作成してもらう納税者カードの写し

- 地区税務署で作成してもらう有効期限内の「輸出入業者」営業許可書の原本と相違ないことが証明された写し
- 商業省が発行する 1 万 5,000 CFA フランの領収書
- カカオ、コーヒー、木材、薬用植物の輸出業者としての宣誓申告書

重要：輸出入業者証の更新は、各予算年度の終了後、次の書類の提示と引き換えに行われる。

- 1,000 CFA フランの支払いと引き換えに DCE で受け取る記入用紙
- 500 CFA フランの収入印紙を貼付した手書きの申請書
- 有効期限内の「輸出入業者」営業許可書の原本と相違ないことが証明された写し
- CNCC が発行する 1 万 CFA フランの領収書
- 商業省が発行する 1 万 CFA フランの領収書
- 課税証明書
- 以前の認定証の写し